

令和 6 年

第 3 回西原村定例会会議録

令和 6 年 8 月 2 0 日

令和 6 年 8 月 2 3 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 6 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
8 月 2 0 日	火	午前 1 0 時	本会議	・ 開会 ・ 会期の決定 ・ 諸般の報告 ・ 村長提案理由説明 ・ 全員協議会 ・ 常任委員会	
8 月 2 1 日	水	午後 1 時	本会議	・ 常任委員会 ・ 一般質問（2 名） ・ 議案審議 (認定第 1 号)	・ 決算
8 月 2 2 日	木	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 (認定第 1 号～第 8 号) (報告第 4 号) (議案第 5 2 号～ 議案第 5 5 号)	・ 決算 ・ 条例 ・ 予算
8 月 2 3 日	金	午前 1 0 時	本会議	・ 議案審議 (議案第 5 6 号～ 議案第 6 3 号) (同意第 4 号～第 5 号) ・ 発議第 5 号 ・ 組合議会報告 ・ 委員会の閉会中の継続 調査申出書	・ 予算 ・ 一般 議案

提出議案等

(令和6年8月20日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|---------|--|
| 認定第 1 号 | 令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2 号 | 令和5年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3 号 | 令和5年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4 号 | 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5 号 | 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6 号 | 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 7 号 | 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 8 号 | 令和5年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 報告第 4 号 | 令和5年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 議案第52号 | 西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第53号 | 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第54号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 議案第55号 | 令和6年度西原村一般会計補正予算（第2号）について |

議案第 5 6 号	令和 6 年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 5 7 号	令和 6 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 5 8 号	令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 5 9 号	令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 0 号	令和 6 年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 1 号	令和 6 年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について
議案第 6 2 号	訴えの提起について
議案第 6 3 号	工事請負契約の締結について（秋田灰床線道路災害復旧工事）
同意第 4 号	西原村教育長の選任につき同意を求めることについて
同意第 5 号	西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（令和 6 年 8 月 2 1 日提出）

（一般質問）

1 番 中西義信君 2 番 尾崎幸穂君

（令和 6 年 8 月 2 3 日提出）

（議員提出議案）

発議第 5 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（8月20日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第5号）	5
散 会	15

第2号（8月21日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 一般質問	21
（中西義信）	21
・ 中学校の環境対策への取り組みについて	
・ 急激な人口の流入増加への対応について	
（尾崎幸穂）	29
・ 産後ケア事業について	
・ 高齢者の補聴器購入費の助成について	
日程第 2 認定第 1号 令和5年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	37
散 会	59

第3号（8月22日）

議事日程第3号	61
応招議員氏名	63
出席議員氏名	64
事務局職員出席者	64

説明のため出席した者の職氏名	6 5
開 議	6 6
日程第 1 認定第 2 号 令和 5 年度西原村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	6 6
日程第 2 認定第 3 号 令和 5 年度西原村介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	6 7
日程第 3 認定第 4 号 令和 5 年度西原村後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	6 9
日程第 4 認定第 5 号 令和 5 年度西原村中央簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	7 0
日程第 5 認定第 6 号 令和 5 年度西原村工業団地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	7 3
日程第 6 認定第 7 号 令和 5 年度西原村住宅用地造成事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	7 4
日程第 7 認定第 8 号 令和 5 年度西原村工業用水道事業会 計剰余金の処分及び決算の認定につ いて	7 5
日程第 8 報告第 4 号 令和 5 年度西原村健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	7 8
日程第 9 議案第 5 2 号 西原村議会議員及び西原村長の選挙 における選挙運動の公費負担に関す る条例の一部を改正する条例の制定 について	8 1
日程第 1 0 議案第 5 3 号 西原村青少年の森の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の 制定について	8 2
日程第 1 1 議案第 5 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約 の一部変更について	8 5
日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和 6 年度西原村一般会計補正予算 (第 2 号) について	8 6
散 会	9 8
第 4 号 (8 月 2 3 日)	
議事日程第 4 号	9 9
応招議員氏名	1 0 1

出席議員氏名		1 0 2
事務局職員出席者		1 0 2
説明のため出席した者の職氏名		1 0 3
開 議		1 0 4
日程第 1	議案第 5 6 号 令和 6 年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算（第 1 号）について	 1 0 4
日程第 2	議案第 5 7 号 令和 6 年度西原村介護保険特別会計 補正予算（第 1 号）について	 1 0 5
日程第 3	議案第 5 8 号 令和 6 年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算（第 1 号）について	... 1 0 6
日程第 4	議案第 5 9 号 令和 6 年度西原村工業団地造成事業 特別会計補正予算（第 1 号）につい て	 1 0 7
日程第 5	議案第 6 0 号 令和 6 年度西原村住宅用地造成事業 特別会計補正予算（第 1 号）につい て	 1 1 4
日程第 6	議案第 6 1 号 令和 6 年度西原村中央簡易水道事業 会計補正予算（第 1 号）について	 1 1 5
日程第 7	議案第 6 2 号 訴えの提起について	 1 1 8
日程第 8	議案第 6 3 号 工事請負契約の締結について（秋田 灰床線道路災害復旧工事）	 1 2 4
日程第 9	同意第 4 号 西原村教育長の選任につき同意を求 めることについて	 1 2 5
日程第 1 0	同意第 5 号 西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることにつ いて	 1 2 6
日程第 1 1	発議第 5 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴 う議員派遣について	 1 2 6
日程第 1 2	組合議会報告について	 1 2 7
日程第 1 3	委員会の閉会中の継続調査（審査）申出について	 1 2 9
閉 会		1 3 3
署 名		1 3 5

第 1 号 (8 月 2 0 日)

令和6年第3回西原村議会定例会会議録

令和6年8月20日、令和6年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年8月20日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第5号）

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
企画商工課長	堀 田 和 也 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
住民税係長	坂 口 千 波 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和6年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、上野正博君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、8月9日に行われました議会運営委員会で本日20日より23日までの4日間と想定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって、会期は本日20日より23日までの4日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

7月31日、阿蘇市町村議長会主催の市町村正副議長・常任委員長・議会運営委員長等研修会に出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 吉井 誠君 登壇 説明）

○村長（吉井 誠君）皆さん、おはようございます。

令和6年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

7月3日、20年ぶりに新紙幣が発行され、生まれ故郷が熊本県小国町出身の北里柴三郎先生が新千円札の肖像に採用されました。この新しい紙幣の発行により、小国町はもとより熊本や阿蘇への関心の高まりを望むものであります。

また、7月26日に開幕しました第33回夏季オリンピック・パリ大会は各競技で熱戦が繰り広げられ、日本選手団は金メダル20個を獲得する華々しい活躍を見せていただきました。

西原村におきましても、河原小学校の子どもたちが大津警察署管内交通安全子ども自転車大会で52連覇という偉業を達成し、県大会においても優勝し、5年ぶり5度目の全国大会出場となりました。

7月23日には子どもたちと木村知事を訪問し、激励をいただき、8月7日の東京ビッグサイトでの全国大会では思うような結果が残せなかったということでございましたが、河原小学校創立150周年に花を添えることができ、出場したメンバーは全員5年生ということで、来年は全国大会での雪辱を果たしてくれるんじゃないかと期待できる活躍を見せていただきました。

西原中学校の生徒も、中体連で様々な競技で元気に頑張ってくださいました。ソフトテニス、卓球、空手、剣道で県大会の切符をつかみ取り、中でもソフトテニスにおいては、個人戦男子で九州大会出場を決めております。そのほか、中体連以外のクラブチームにおきましても、ダンスや卓球、ソフトボール、野球、ボクシングなど、西原村の小・中・高校生が全国大会で活躍し、オリンピック同様、村民にたくさんの元気を与えていただきました。

また、先日の8月17日に行われました商工会青年部主催の夏祭りにつきましては、運動公園完成後初の大々的なイベントということで、準備や運営など手探りの状況で何かと大変だったと思いますが、夢運太鼓をはじめ子どもたちの歌や踊りなど様々なプログラムをはじめ、多くの出店や体育館での幽霊屋敷は長蛇の列となり、久しぶりとなりました最後の花火大会まで、西原村のイベントでは過去最大の集客となり、大盛況の祭りとなりました。

商工会青年部をはじめ各種団体と役場職員など、全ての方々が、村を盛り上げるためにボランティアで頑張ってくださいました。暑い中、大変であったと思いますが、イベントの終了後のスタッフの皆さんのお疲れさんの笑顔を見ますと、安堵感、充実感、一体感を感じ取ることができました。この夏祭りの成功は、これからの未来に向けての西原村の発展に寄与する大きなきっかけとなるイベントになったと思います。

予想以上の集客で、駐車場不足や出店の品切れが続出し、お客さんにご迷惑をおかけした点など、反省点もあると聞いておりますが、準備から翌朝の片づけまで、それぞれの団体各位、本当にお疲れさまでした。心より感謝を申し上げます。

続きまして、心配されました梅雨時期の豪雨につきましては、公共災害、農地等災害は、今のところ0件、被害なしということでございます。今後も、台風等の自然災害に注意を払うとともに、昨年度から繰り越しています災害復旧につきましては、現在、公共災で進捗率約70%、農災約50%であり、一日も早い復旧を目指し取り組んでまいります。

次に、消防団の分団再編につきまして、消防幹部会で協議を進めておりますが、その中で、案としまして、令和6年度から7年度の2か年間で分団合併を実施し、現行の8分団体制から、山西校区で2分団、河原校区で1分団、

役場で1分団の計4分団体制へ移行することを提案しておりまして、令和6年度西原村災害対策会議で各区長へ説明を行っているところでございます。

これを受けまして、各分団、各班のそれぞれの地域で協議が行われており、その中で、分団や分団長の選出方法であったり、詰所や積載車の配置や分団活動費などの解決していかなければならない問題もあるようでございます。できますなら、議員各位におかれましては、円滑な再編ができるよう地元分団、班、区長へのご助言、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、住民の皆さんから最も要望の多い交通施策につきましては、7月19日に入札を行い、25日に株式会社エイト日本技術開発熊本支店と地域公共交通計画策定支援業務委託の契約を行いました。これからの工程としまして、住民アンケートなどの調査をはじめ基本方針、計画目標など、検討を行い、最終的には、来年度から試験運行等を目指して取り組んでまいります。

福祉関連につきましては、現在、重層的支援事業の移行準備事業を実施しておりまして、令和7年度からの事業開始に向けて取り組んでいるところでございます。これにより、住民全体の困り事に対する包括的な支援が可能となり、安心した日常生活を住民に提供できるよう努めてまいります。

さて、本定例会は令和5年度の決算認定が主な議題となっておりますが、河上代表監査委員、西口監査委員におかれましては、令和6年7月10日より23日までの14日間、厳しい暑さの中、慎重に審議いただき、その後の決算意見書作成まで大変ご尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。意見書のご指摘をしっかりと受け止め、職員一同さらに精進してまいります。

令和5年度村税の決算を見てみますと、村税におきましては、前年度と比較し、法人税では若干の減少が見られましたが、所得税、固定資産税などが増加し、全体で、前年度比0.7%、737万9,000円の増ということで、微増ではございますが、村税の伸びが見られます。

また、本村に対しますふるさと納税につきましても、前年比6.3%、約2,356万円の増となっており、課題であります自主財源の確保については増加傾向にあり、今後も、企業誘致や民間を活用した宅地開発など、人口増加への取組を進め、地域経済の活性化を積極的に推進してまいります。

各議員におかれましては、このメンバーでの議会は本定例会で最後となります。私は、課長職で2年間、村長職で2年間ということで、村長就任時には何かと至らない点もあり、ご迷惑をおかけしたところもあったと思いますが、議員の皆様方には本当によくしていただき、心より感謝を申し上げます。

できますならば、このメンバーでまだまだ一緒にやっていきたいという思いではありますが、今回で引かれる方にはお疲れさまでしたの感謝の意を表しますとともに、今後も、なお一層のご指導とご鞭撻、ご理解、ご協力を賜

りますようよろしくお願い申し上げます。

次期選挙に出馬される議員の皆様におかれましては、健闘を心よりお祈り申し上げます。

それから、竹下教育長におかれましても今回が最後の定例会となります。教育長におかれましては、平成23年4月に西原中学校の校長で赴任され、25年3月に定年退職されるまでの2年間、それから平成29年10月より今日まで教育長として務めていただきました。毎朝セブンイレブンの交差点で、暑い日も寒い日も雨の日も雪の日も、子どもたちを元氣な挨拶で見守っていただきました。

教育施策の基本理念として、「みんなで生きる」と掲げられ、人としての思いやりや責任感、地域社会総がかりで子どもたちを育てること、探究学習や協働学習、ITなどの効果的な学習スタイルを積極的に取り入れていただき、ご尽力いただきました。子どもたちが大人になって一番大切な宝となる人間力、挨拶や思いやりなど、身をもって教えていただいたのが、竹下教育長でございました。

西原村民を代表しまして、改めまして心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。これからのますますのご活躍とご健勝、ご多幸を祈念しますとともに、西原村への変わらぬご厚情を今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本村の一般会計においては、自主財源の確保と創造的復興からさらなる発展につながる取組を推進することなどを念頭に、令和5年度当初予算を編成いたしました。

大規模災害時の防災拠点として竣工を迎えた総合運動公園の整備事業、TSMC進出における新たな工業団地の造成事業の推進、コロナ感染症ワクチン接種事業や出産・子育て応援給付金、低所得世帯への臨時給付金事業などを引き続き行い、原材料価格高騰に対する支援事業も実施しました。さらには、新たな取組としまして、銀行ATMの設置やコンビニ交付システムの導入など、住民サービスの向上に取り組んでまいりました。

そのような中、住民の皆さんのご理解とご協力、また、議員各位のご指導等により、令和5年度の決算を行うことができました。

令和5年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で75億7,894万5,982円、歳出では、71億5,241万1,398円、歳入歳出差引額4億2,653万4,584円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は2億9,399万8,584円でございます。

歳入における決算額は75億7,895万円と、対前年度比で4億4,924万円、

6.3%増加をしております。主な要因としまして、国庫支出金が2億9,357万円、33.8%増、地方債が3億2,540万円、72.1%増となっております。村税におきましても、法人税は減少したものの固定資産税が増加しており、総額では738万円の増額となっております。

一方、歳出における決算額は71億5,241万円と、前年度比4億7,100万円で、7.0%増加をしております。主な要因としまして、災害復旧事業費が1億8,766万円、580.6%の増、普通建設事業費が2億4,514万円、19.7%の増となっており、歳入歳出ともに、令和5年梅雨前線豪雨によります増加が大きな要因となっているところでございます。

基金につきましては、今年度末現在高は44億7,913万円と、前年度比で1億5,890万円増となりました。うち財政調整基金高は24億4,130万円で、前年度比で1億4,773万円の減となっております。

地方債につきましては、今年度末現在高は95億9,908万円と、前年度比3億6,686万円減となっております。今年度発行しました額は7億7,700万円で、前年度比で3億2,540万円増となっております。災害復旧事業費や総合運動公園整備に係る地方債の増加が主な要因となっております。

また、今年度の公債費は11億6,867万円と、歳出総額の16.3%を占め、今後も高水準の償還額が見込まれます。令和6年度への繰越額は6億411万円で、災害復旧事業や小型動力ポンプ積載車購入事業、辺地道路維持改良事業等が対象事業となっております。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき議会の認定を必要といたしますので、ご提案をさせていただきます。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額10億1,277万7,775円に対し歳出総額9億3,087万377円で、歳入歳出差引額8,190万7,398円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、保険税収入1億7,135万2,180円、県支出金6億7,211万1,274円、一般会計からの繰入金5,486万138円、令和4年度からの繰越金1億1,275万6,984円、歳出につきましては、保険給付費6億5,067万6,994円、国民健康保険事業費納付金2億6,376万6,176円、保健事業費700万4,023円などとなっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第3号、令和5年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額9億5,302万3,025円に対し歳出総額7億1,341万8,499円で、歳入歳出差引額2億3,960万4,526円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、保険料収入1億7,655

万700円、国庫支出金 1 億7,647万3,345円、支払基金交付金 1 億7,809万5,076円、県支出金 1 億510万4,922円、一般会計からの繰入金 1 億1,709万200円、繰越金 1 億9,968万9,242円、歳出につきましては、保険給付費 6 億3,236万9,470円、地域支援事業費3,932万1,062円、諸支出金2,802万5,576円などとなっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

続きまして、認定第4号、令和5度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額 2 億1,992万877円に対し歳出総額 2 億1,380万4,697円で、歳入歳出差引額611万6,180円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、保険料収入7,513万7,400円、一般会計からの繰入金 1 億2,953万2,184円、諸収入の受託事業収入が1,020万3,445円、繰越金503万9,748円、歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 2 億212万3,891円、保健事業費974万7,829円となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

認定第5号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、簡易水道事業につきましては、令和6年度より公営企業会計へ移行することから、3月末日をもって打切り決算を行っております。

歳入総額 2 億9,168万9,835円に対し歳出総額 1 億1,773万379円となり、歳入歳出差引額は 1 億7,395万9,456円で、この差引き残額は新しい簡易水道事業会計へ引き継いでおります。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、水道事業収益の営業収益6,942万1,853円、営業外収益1,872万4,577円、繰越金2,592万5,088円、繰入金 1 億6,681万4,281円、村債1,080万円、歳出につきましては、水道事業費営業費用のうち人件費804万6,598円、電気料等光熱水費738万8,310円、委託料1,371万4,420円、工事請負費4,377万3,000円、営業外費用のうち企業債償還金3,266万7,924円などとなっております。

詳細につきましては、会計管理者より説明いたします。

続きまして、認定第6号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

歳入総額 5 億497万4,320円に対し歳出総額 2 億7,069万56円となり、歳入歳出差引額は 2 億3,428万4,264円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除しました実質収支額は4,039万2,264円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、一般会計からの繰入金 1 億9,389万9,000円、繰越金445万円、歳出につきましては、工業団地造成事業費 2 億7,069万56円となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明申し上げます。

続きまして、認定第7号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1,708万7,106円に対し歳出総額1,571万1,084円となり、歳入歳出差引額137万6,022円でございます。

主な内容を申し上げますと、歳出につきましては、財産収入811万2,660円、一般会計からの繰入金47万8,000円、繰越金849万6,446円、歳出につきましては、住宅用地造成事業費759万8,424円、一般会計への繰出金811万2,660円となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第8号、令和5年度西原村工業用水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定についてご説明申し上げます。

公営企業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

収益的収入におきましては、水道事業収益2,577万3,802円で、前年度に比べ208万2,198円の減収となっております。収益的支出におきましては、水道事業費用2,107万7,393円となり、前年度に比べ677万8,607円の増額となりました。また、資本的支出におきましても、建設改良費35万4,980円でございます。

なお、当年度純利益は417万6,276円であり、当年度未処分利益剰余金は6,478万1,968円でございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

続きまして、報告第4号、令和5年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、村民に対し公表することが義務づけられております。公表しますのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっております。監査委員からは、特に問題はないとの意見をいただいております。

詳細につきましては、総務課長よりご報告いたします。

議案第52号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

公職選挙法の一部改正に伴い、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担上限額が引上げになったことにより、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第53号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてご説明を申し上げます。

本件につきましては、西原村青少年の森キャンプ場の管理運営において、インボイス制度の導入による消費税額の明確化や、円安による電気料の高騰や人件費などの維持管理費用の増加に対応するに当たり、料金の改定が必要となるため、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

議案第54号、西原村後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によって、現行の被保険者証が発行されなくなることに伴う規約の一部変更でございます。熊本県後期高齢者医療広域連合規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要があります。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第55号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,423万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,613万8,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、辺地対策事業債5,040万円の増額補正でございます。歳出におきましては、道路維持費6,710万円の増で、辺地道路維持補修工事などの増額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第56号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,516万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,480万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金295万6,000円の増額補正、繰入金30万5,000円の増額補正、令和5年度決算に伴う繰越金6,190万7,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、総務費91万8,000円の増額補正、諸支出金151万7,000円の増額補正、予備費6,273万3,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第57号、令和6年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,996

万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,267万8,000円と定めるものとでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、支払基金交付金35万8,000円の増額補正、令和5年度決算に伴う繰越金2億3,960万3,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、諸支出金433万5,000円の増額補正、予備費2億3,562万6,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第58号、令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,602万2,000円と定めるものとでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和5年度決算に伴う繰越金611万5,000円の増額補正でございます。歳出につきましては、諸支出金14万6,000円の増額補正、予備費596万9,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

続きまして、議案第59号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,345万円と定めるものとでございます。

主な内容といたしまして、歳入につきましては、一般会計からの繰入金2億8,505万8,000円の増額補正、令和5年度決算における繰越金3,594万2,000円の増額補正、歳出につきましては、事業費2億9,400万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第60号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万7,000円と定めるものとでございます。

主な内容といたしまして、歳入につきましては、令和5年度決算による繰越金137万1,000円の増額補正、歳出につきましては、事業費137万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、議案第61号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、

収入について営業外収益61万9,000円の増額補正、支出について営業外費用8万5,000円の増額補正、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額のうち、支出について企業債償還金104万2,000円の増額補正でございます。

主な内容を申し上げますと、昨年度末に借り入れました企業債における元利償還金確定に伴う償還金の追加及びその財源の一部として一般会計からの繰入れを行うものでございます。また、予算第4条の2に定めました特例的収入及び支出について、令和5年度決算に基づき見込額から確定額に改めるものでございます。

詳細につきましては、水道課長よりご説明いたします。

議案第62号、訴えの提起についてご説明申し上げます。

鳥子地区新工業団地事業用地として取得しました村有地の一部において、明治20年から昭和5年にかけて設定されております抵当権につきまして、民法の被担保債権の消滅時効を援用して、抵当権名義人の相続者に対して当該抵当権の抹消登記請求の訴えを提起するため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明申し上げます。

議案第63号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます秋田灰床線道路災害復旧工事につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

同意第4号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

教育長の竹下良一氏が令和6年9月30日をもって辞職することにより、新たに教育長を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

続きまして、同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の森永和紀氏が令和6年12月22日に任期満了となりますので、引き続き委員をお願いいたしたく、地方税法の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案しました認定8件、報告1件、議案12件、同意2件、以上合計23件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）提案理由の中で、村長からの訂正があるそうです。

○村長（吉井 誠君）すみません、訂正をよろしくお願いします。

まず、認定第7号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますけれども、主な内容の件につきまして、「歳入につきまして」を「歳出につきまして」というふうに、「歳入」、「歳出」を間違っておりました。正確には、「歳入」でございます。

続きまして、認定第8号、令和5年度西原村工業用水道事業会計、私が「余剰金」と、余剰金の処分及び決算の認定についてというふうに申しておりましたが、「余剰金」ではなく「剰余金」に訂正をお願いいたします。「余剰金」から「剰余金」ということでございます。

それから、議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更についてのところで、熊本県後期高齢者が正しいんですけども、そこで「西原村後期高齢者」というふうに読んでおりました。正確には、「熊本県後期高齢者医療広域連合の規約の一部変更について」でございます。

申し訳ございませんでした。以上でございます。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は21日午後1時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時52分 散 会

第 2 号 (8 月 2 1 日)

令和6年第3回西原村議会定例会会議録

令和6年8月21日、令和6年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年8月21日（水曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
企画商工課長	堀 田 和 也 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
住民税係長	坂 口 千 波 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
保育園長	岩 村 智 子 君
代表監査委員	河 上 勝 彦 君

○議長（山下一義君）皆さん、こんにちは。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、8月9日に行われました議会運営委員会の中で、発表時間は1人50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、6番議員、中西義信君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 中西義信君 登壇 質問）

○6番議員（中西義信君）皆さん、こんにちは。6番、中西です。

2件の質問をいたしました。それに沿って行いたいと思います。よろしくお願いします。

まず、1番目。読みます。

中学校の環境対策への取組について。

近年の社会状況を考えたとき、中学校のプールに道路から見えないように目隠しを設置する考えはないかと書きました。

2つ目の質問も若干似ておりますけれども、6月の終わり頃から7月初め、議会事務局に足を運ぶ際、梅雨時期から夏休み前に思うのは、グラウンドが水浸しで練習ができないとか、プールの授業が始まったけれども雨がなとかという残念な感想を持っていました。

さて、本題ですけれども、今現在、水泳授業の必要性とか回数とか、内部事情のことを細かく質問したいではありません。子どもたちが気持ちよく体全体を使う運動の水泳を楽しんで、授業の息抜きではありませんけれども、気兼ねない水泳授業と、今後人口増加が見込まれるので、もしかしたら水泳部でもできればななどと思いながらの質問です。何しろ昔、水道設備がなかった開拓地で生まれていますから、水への憧れがしみついておりまして、本来ならもっと早く質問してよかったのかなとも思っています。

それは、私が所属している阿蘇広域行政事務組合の会合等で、上野議員と小城議員と一緒に阿蘇市の環境処理施設未来館まで、阿蘇市の中央を東西に走っている農免道路を通っていきます。それは村長も同じで、個人的にも結構仕事でそこを通ります。また、陸上競技等の手伝いもしまして、あぴかのイベントに何回も行きます。その農免道路沿いにある阿蘇西小学校のプールに、いつ頃からかちょっと記憶はございませんが、小学校のプールの側壁

に、見えないように壁を造られました。

この農免道路というのは県道並みの2車線の広い道路で、農道としてだけでなく、10年ぐらい前ですか、阿蘇の大水害があったときも8年前の熊本地震のときも大変ためになった幹線道路で、交通量も多く、週末の観光の渋滞の抜け道でもあります。阿蘇西小にじっくり寄ったことはないので、何となくプールの見えないような壁かなというぐらいでした。それから、ふと昨年頃から、通るたびに、これは村のことも考えると他人事ではないのかなと。

なぜかといいますと、村の中学校の境遇は阿蘇西小と似ていて、役場から商工会までの道路は総合体育館や公園もできまして、結構交通量が増えてきているところと感じます。また、次の質問も一緒ですが、確実に始まっている人口増加に対して、新しく住民さんを迎える側として、やっぱり今どきのご時世において、親切さではありませんけれども、見えない壁等を造って、優しさではありませんけれども、そういうのがあったほうがいいんではないかと思いました。

阿蘇西小はL型に設置をしてありますけれども、こういうことに関して、これまで検討等はされたことはあるのか、また、これからの方向性はどのようなかを伺います。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えをいたします。

近年、携帯電話の普及とカメラ機能の向上により、いつでもどこでも写真、動画の撮影が可能な時代となっております。

このような機器の進化につきましては、子どもたちを取り巻く環境にも大きな影響を及ぼしている現状を踏まえまして、ご質問にございました中学校プールに道路から見えないよう目隠しを設置する件につきましても、昨年度より関係機関で協議を進めているところでございます。

プールの目隠しだけでなく、全体的な環境への対策を講じる必要があると考えておりまして、見守りや地域に開かれた学校という観点に配慮しながらも、生徒を安易にのぞき込めるような環境をつくらないことや熱中症対策、また、プールサイドの整備、人命に関わるプール監視の問題、水質管理など、様々な対策を検討しているところでございます。

詳細につきましては、この後、教育課長が答弁をいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）中西議員におかれましては、平素より村の教育行政に深い理解とご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

ご質問にございました中学校のプールに道路から見えないように目隠しを設置する件も含めまして、村長の答弁にもありましたように、道路からの目隠しのみではなく、熱中症対策としての日陰の設置、劣化が進みつつあるプ

ールサイドの改善など、昨年度から現場の検証、そして、また学校からの聞き取り等を行いながら見積り等を取得し、検討を図っているところでございます。

また、水質管理につきましては、昨年度におきまして、老朽化に伴うろ過機の更新のほうを行いました。今年度につきましても関連者等で目隠しの設置等の計画をいたしました。学校との協議の結果、設置を見送っているという状況でございます。

現時点では、生徒の水着もプライバシーが守れるような形態に変化していることと、中学校と役場の間の道路は比較的に交通量が少なく、車両や歩行者なども、学校側のほうからも目視が可能であるということ、また、設置につきましては風の影響を受けやすいということもございますので、そういう想定を持ちながら、耐力が必要となることを課題として検討を進めていきたいというふうに考えております。

ただし、道路側からの目隠しということになりますと、夜間の侵入というところにも対策が必要になるのではないかとというふうに思案しているところでございます。

いずれにせよ、常に学校を取り巻く環境改善と安全・安心な学校づくりに今後も尽力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2件目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）この件はこれを絶対したらいいんじゃないかとかいうことではなくて、現実にはそういったことに対して取り組んでらっしゃるかということと、また、いろんな対策を組んでおられるかということがメインでして、やっぱり思いやりじゃありませんけれども、これからは新しい方がいっぱい来られて、本当にとんでもない人口になる可能性もございます。そういったときにやっぱり、この村は、先ほど言いました思いやりじゃありませんけれども、そういった感じで思っていただければ、また人から人に広がって、人がまたここへ住みたいという形になると思いますので、これからもそういった検討もされている、会合もされている、いろんな対策もやって学校とも話し合いをしているという言葉を書きましたので、これからも続けていってください。この件に関しては、もうこれで終わりたいと思います。

続きまして、2件目を読みます。

急激な人口の流入増加への対応について。

村内の人口は7,000人を突破し、順調に熊本地震前に近づいているが、当時とは違って、急激感が拭えない。現に春までに4件の賃貸住宅ができたことが人口の増加に寄与していると考えられる。通常の宅地開発と今後も大規模な賃貸開発も2件ある。

急激な人口増加に対応するため、待機児童や小中学校の受入れ体制、各地域での受入れ問題について、渋滞緩和等の対策についてと書きました。

村の人口は、菊陽町、大津町、益城町、合志市さんからすると、はるかにまだまだスピードは遅いと感じられますが、T S M C の影響と思われる賃貸住宅の開発がすごいと感じている今日この頃です。私が知っているだけで、昨年、今年春、つい先月頃で4つの賃貸住宅が完成しまして、ほぼ満室のようです。それが近頃の西原広報紙の人口の推移に寄与していると思います。また、現在、三十数世帯分ぐらいの賃貸住宅が造成中で、もうすぐ完成間近です。つい最近、それよりちょっと大きめの3階建て3棟42世帯の造成が始まりました。もうすぐ地元の農業委員さんへの挨拶があったもっと大きめの開発も予定があります。それと、様子眺めかもしれませんけれども、ほかに小規模が2件ほど計画しておられます。

それとは別に、通常の個人用の住宅の宅地開発ですかね、それも順調に伸びている気がします。前は高遊地区がメインでしたけれども、今は新所、万徳はじめ各地であっていますし、被災が大きかった6集落においても、きちんと整備されていますので増加してくると思います。また、河原活性化で、村でやりました造成ももう3軒とも、私の知り合いの方の友人が気に入って、住みたいと思って取り組んでおられると聞いています。

この進捗状況は、質問事項にも書きましたように、地震前までの穏やかな増加とは違って、急激に増えることが想像されます。来年中には確実に集合住宅と一般住宅を含めて100世帯ほど増えると思います。将来人口が減る話がメディアとか新聞をにぎわす中、村として増加は喜ばしいことであります。もちろん单身向け住宅もありますけれども、体験のない対応を迫られるのではないかと危惧しています。

そのときに、待機児童や小学校や中学校の受皿問題をできればご理解いただいて、河原小学校への転入のお願いなど考えられますけれども、賃貸の家賃も上昇ぎみに聞いています。例えば山西地区のアパートに越してきて、お子さんがおられて、河原小学校まで送迎つきで家賃の助成もあると聞いたら、生活の足しにはありませんけれども、考えてみようかというご家庭も増えるかもしれません。

また、一般住宅におけるの各地域・集落への上手な加入問題といいますが、なかなか、うちの高遊でも多々ありましたけれども、様々な課題が生まれると思います。

したがって、村長が提案されている役場の総合案内設置も本当に必要になるのではないかと考えています。私が1人で慌ててとんちんかんにしゃべっているのか、皆さんもこれは問題だと思っておられるのか、それに対してどのように取り組もうかと思っておられるのかを伺いたいし、また、今後、準備等の立ち上げなどを含めて対策を何かお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）議員のご質問にお答えをいたします。

中西議員がご指摘のように、西原村の一つの目標でありました人口7,000人を突破しておりまして、直近の7月末の人口につきましては7,042人となっております。昨年の7月末の結果を見ますと6,905人ということで、1年間で対前年比137名増えている結果となっております。もう本当に、ここに来て人口の増加が一気に加速している状況でございます。

ご指摘のとおりTSMCをはじめとしましたセミコン周辺の企業の増設、また、関連企業の参入などにより、村内においても従業員のベッドタウンとして、宅地分譲や集合住宅の建設などの開発が進んでいる状況でございます。

令和3年度から現在までにおきます西原村開発行為等の基準及び手続に関する条例に基づきました開発行為の申請状況を申しますと、宅地造成・分譲については全部で6件、57区画、1万7,595平米、集合住宅につきましては全9件、12棟168室の開発行為の申請があっておりまして、順次、その開発が進められている状況でございます。

近くの不動産業者さんに話を聞いてみますと、分譲地に関しては、セミコン周辺企業の従業員の家族向けとして、また、アパートなどの集合住宅につきましては単身世帯向けとして需要が多いということであります。先ほど申されましたように、高遊地区を中心に、最近では役場の東側とか山西小学校の西側で開発が加速しておりまして、今後も集合住宅の建設や宅地分譲、中には工場などの立地も開発が続くと予定をしているところでございます。

さて、議員ご指摘のように、TSMCの熊本進出に伴う影響などにより、近隣の町村では、急激な地価の高騰や交通渋滞、学齢期の児童生徒の受皿体制の課題等が出てきております。西原村も同様の問題がこれから生じてくるものと、喫緊の課題として取り組んでいかなければならないと感じているところでございます。

そこで、その影響が本村にどの程度影響するかを、これまでの近隣町村のよかった点、悪かった点などを参考に、問題点を考慮しつつ、ある程度予測しながら対策を講じていく必要があるというふうに思っています。国・県をはじめ周辺町村や関連企業、そして、庁内の各課と連携しつつ、適切な対応を取ってまいりたいというふうに思っております。

お尋ねの学校関係の受入れ体制については、教育長がこの後、答弁いたします。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）失礼します。中西議員におかれましては、日頃より本村の教育行政に対し、ご支援、ご協力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

それでは、中西議員からいただきました質問事項、急激な人口増加に対応するための小中学校の受入れ体制についてお答えいたします。

回答の作成に当たりまして、近隣町村の担当者並びに教育長に、以下の内容でお尋ねをいたしました。1点目が令和4年度・5年度の転入状況、2点目が今後の増加傾向、3点目が特別なカリキュラムの必要性について、4点目が対日滞在予定年数等についてお尋ねいたしました。以上の質問に対して、要点のみを報告させていただきます。

1点目の転入状況です。令和4年度・5年度の転入数、これは菊陽町でございですが、50名でした。大規模な宅地開発に伴う人口増加によるもので、菊陽北小学校で40名、菊陽中学校で10名でした。TSMC拠点校である武蔵ヶ丘小学校と中学校はそれぞれ11名で、大きな増加ではありませんでしたということでした。TSMC関係のほとんどの児童生徒はインターナショナルスクールに通学しております。町全体としては、令和4年度から5年度にかけてはむしろ減少しているという報告でございました。

2番目の今後の増加傾向についてですが、これはもう読めないということでした。

3点目、特別なカリキュラムについてです。菊陽北小学校で特別な教育課程を受けている児童生徒のために町から英語対応の教師1名、中国語対応の教師1名を雇用しております。その方は放課後の子どもの対応や保護者への対応などにも従事していただいていると。

5点目、そのほか外国籍の方との会話が增えたために、POCKETALKという翻訳機を数台購入したということでした。

次に、これまで取り組んできた本村教育委員会の対応についてご説明いたします。

1点目です。時代の変化に対応したよりグローバルなカリキュラムを検討してまいりました。これは時代の変化に対応するために授業改善を図る必要があるということと、日本の学力の定義に沿った調査内容がOECDの目指す方向に変わりつつある、いわゆる全国学力・学習状況調査というのは年々難しくなっているということ、その対応でございます。

現在、県全体・全国に比べ、学力は多少低位にあるようです。ですけれども、本村の小学校では先生方が頑張っていただきまして、小学校では国語・算数とも全国レベルを3ポイント以上上回っております。中学校では課題があります。国語は4ポイント下回っています、今回のテストは。数学は3ポイント上回っておる状態です。カリキュラムについては、小中学校ともに、今まで得た知識を具体的に活用するという方向、つまり探求学習にかじを切り始めております。詳細は省かせていただきます。

次に2点目、グローバル化・ICT化に伴う他地域に先んじた人材の配置をしてまいりました。各学校にICT支援員を会計年度任用職員として配置しております。それから、英語教育指導員を配置し、各学校での英語授業の指導助手や放課後の英語学習の講師、あるいは村の行事での英語によるアナ

ウンスにも活躍してもらっております。

3点目、村内の無料学習塾の開催です。コロナの期間を除いて、これまで村では無料の学習会を行ってまいりました。主に夏と冬の長期休業期間中に1週間、課業期間中には毎週水曜日の放課後に行ってきています。今年の夏休み、夏季休業中も行いましたが、今年は2週間行っております。指導は、指導主事や各学校の学習支援員を総動員して行ってきました。参加者はこれまでになく多く、小学校が3名、中学校が40名ということで、かなりの数の子どもたちが参加できるようになりました。今、全国的に、教育でも経済格差が出ております。できれば西原村では教育の格差を極力なくしたいと思っております。どうかご理解をよろしくお願いいたします。

さて、中西議員の質問の最要点である本村の受入れ体制、受入れ可能人数についてお答えいたします。

受入れ可能人数は、国の標準法という法則にのっとりまして、小学校と中学1年生が1クラス35名、中学校2・3年生は40名で計算しております。

まず、山西小学校では、各学年2クラスとして、合計130人程度の受入れが可能です。河原小学校では、各学年1クラスとして、学年差がありますけれども、合計135人程度が受入れ可能です。

中学校です。各学年2クラスとして、合計45人程度が受入れ可能です。ただ、これには触れておりませんでしたが、特別支援学級に関しては、心身の発達段階が児童生徒に応じて大きく異なるということから、この限りではありません。

今後も、中西議員のご質問にありますように、賃貸住宅の建設や宅地開発等の情報が入り次第、そこがどの校区に位置するのかなど様々な要件を検討材料として、受入れ体制の整備を検討していきたいと考えております。どうか今後とも情報共有並びにご指導をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山下一義君）2件目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）村長をはじめとして、全体を考えることも、また、教育委員会のほうでもきちんとそれぞれに取組はなされていることを伺いまして、安心しております。

私が一番心配したのは中身ではなく、受皿の問題が一番心配でどうなるか、例えば教育委員会とは違いますけれども、待機児童からまず始まっていきますから、急に何人も家族連れの方々とか、できれば来ていただきたいわけですから、そういったことの心配をした質問でございます。

時期的に本当は、もしかしたら早過ぎたのかもしれませんが、今のうちからしておくのいいんじゃないかという考えから始まっております。人口増加といいますけれども、地震前でもたしか7,200人ではなかったかと思えます。まだそれまでは追いついておりませんが、やっぱりそれは確実にハイスピードで追い越して、次の世界といいますか、我々が体験した

ことがない人口に対して対応を取っていかなければならなくなると思いますので、これからも取り組んでいただきたいと思います。

今は内部的な話をしましたけれども、やっぱり道路整備等もこれからは本当に必要になってくるのではないかと思います。個人的な意見ですが、例えば今の鳥子工業団地の渋滞緩和とか、住宅の宅地開発対策として、例えば鳥子工業団地の東側辺りに、山西小側のほうですけれども、道路を県道まで一本農道を拡張して通して、もちろん歩道も整備して通勤者の分散を図り、また、山西小学校の北側の宅地開発がうまくいくようにしたらどうかとか。例えばそうなりますと、セブンがある信号のある交差点に、一方からだけではなく2方から通ることになりますし、そうなりますと、役場下の農免道路等に向かっていく車が増えると思います。したがって、それに対して拡充対策等を取っていけば対応はできていけるのではないかと思います。どのみち農免道路の拡充は必要不可欠ではないかと、今後のことを考えるとそう思います。

私も時々、滋賀の議員の研修施設のJ I AMに行くんですけども、そこで親しくなりました合志市の市議会議員の方とよくしゃべるんですけども、人口増加は、市のブランドを上げるにはとてもうれしかったですけれども、財政も助かるけれども、後手後手の学校建設、やっぱり菊陽町さんと一緒に車の大渋滞問題等多々発生して大変ですとおっしゃられました。西原村にとっては、隣の市、町の取組は大いに参考にすべきと思っています。まだ起こっていないことを想定しての対策はなかなか難しいと私も思いますけれども、やっぱり絵に描いた餅や皮算用ではないと思います。

つい先日の、15日だったですか、テレビの夕方のニュースで、県内で増加している外国人居住者の皆さんが住みやすい県であるための検討を知事の指揮の下に対策室を設けて取り組むというような記事がございました。先ほど村長も答えられましたけれども、そういった対策室みたいなものを設けて取り組む考えはないんでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）対策室ということなんですけれども、今のところはまだ考えていない状況でございまして、菊陽、大津町を見てみますと、大規模な開発、宅地造成が400軒、500軒、1,000世帯ベースの大規模な土地開発が行われたときには、やはりそういう室とかを考えないといけないというふうに思っております。

西原村も今回の補正で1,000万円ほどお願いをしていますけれども、大きな企業さんの中には400世帯から500世帯ぐらい宅地造成を考えているという話を聞いております。そこで西原村がどういう対応を取るのかを聞いてみたいということで、学校であったりとかライフライン、道路であったり水道であったりは、四、五百世帯建てたときにはどういう対応を取ってくれますか

という問合せも来ておりますので、そこら辺も、時期が来れば設置しなければいけないんじゃないかというふうに思っております。その間は、やはりこういう限られた職員でありますので、委員会等をつくって、恐らく各課1人ずつぐらいになるかと思うんですけれども、連携できるように委員会とか、あるいは議員さんたちにもお願いして、同じような委員会をつくってもらって協議できればいいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）年寄りの余計なお世話で、笑い話で済んでも構いませんけれども、やっぱりまだ人口はもとには戻っていませんけれども、これからは、先ほども言いましたように、増えると思います。そうなった場合は職員さんの問題も出てくると思います。やっぱりそういった、対策室とまでは言わなくても、対策するに当たっては人員の増も必要になってくるし、いろんなことを考えなければいけないのかと思っています。

自宅近くでやっぱりこれだけ開発が進んでいると、つい言葉にしてこうやって質問せずにはおれませんでした。取り組むことがまだまだ見えない世界の話をしていますから、ここは絶対こうだぞということは言えませんが、先ほども言いましたけれども、笑い話で終わられても結構ですけれども、やっぱり将来のことを考えると、何とか転ばぬ先のつえ的な感覚になっていただければと思って、この質問を終わります。全体を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号2番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）こんにちは。1番議員、尾崎です。

通告に従い、2件の一般質問をさせていただきます。

まず1件目、産後ケア事業についてです。

令和6年4月1日より本村でも産後ケア事業の取組が開始されました。ホームページ上では、対象者、内容、実施施設、利用回数などを書いてございますが、まず、産後ケアとはどういうものを説明させていただきます。

出産経験のない方はぴんときないかもしれませんので、内容は、授乳ケア相談、お母さんの心理的ケアや休息、授乳や沐浴などの育児相談となっております。

まず、授乳指導です。生まれたらすぐに授乳がうまくできることはほぼありません。私も出産をしたときに、子どもを産んだら勝手に母乳が出るものだと考えておりました。ですが、出産後、助産師さんに胸をマッサージしていただいて出るようになりました。新生児がすぐに母乳を必要量を吸えるわけではなく、母親も母乳が通る乳腺がしっかり開通していなかったり、コツがつかめないなどの理由で、出産後すぐに授乳がうまくできるということはほぼありません。里帰り出産などを行っている場合、奥さん、妻が試行錯誤し

て母乳を与える姿を見ないまま、授乳がうまくいっているようになった姿を見て、なぜ授乳指導者が必要なのか分からないという方もいらっしゃるかもしれません。また、授乳がスムーズだったのに乳頭が切れたり乳腺が詰まり乳腺炎になったりとトラブルを起こすこともあります。そのため、助産師の母乳マッサージや親子に合った授乳指導が必要になります。

次に、沐浴指導です。これは乳児の入浴です。幼児の入浴とは違い、首の座らないぐにゃぐにゃした乳児の沐浴は、慣れないと一苦労です。出産後の産院では沐浴指導はありますが、一、二回しかないため、不安に思う母親は多いと思います。

次に、育児指導です。特に初めての育児では不安なことだらけで、今の自分のやり方で大丈夫なのか、誰かに相談して安心したいという気持ちは常に母親は持っていると思います。母親の休息も産後には、乳児によりますが、昼夜問わず一、二時間置きの授乳があったり、慣れない間は1回の授乳に30分以上かかったりします。

授乳をしたら、げっぷをさせないといけません。乳児は母乳やミルクを飲むとき、一緒に空気を吸い込みます。そのままにしておくと、母乳を吐き戻してしまうことがあり、窒息の原因になることもあるため、授乳したらげっぷをさせるのはセットです。そして、おむつを替えて寝かせますが、げっぷをさせても、おむつを替えたときに母乳を吐き戻して、乳児の洋服を総取っ換えするということがあります。

一言で授乳といっても、そこに関わる労力と時間は想像以上です。なので、産後ケアで専門家に相談できたり、子どもから少しの間だけでも手が離れる時間は、母親のほっと休息ができる時間です。

そして、乳児の健康チェックです。特に産婦人科から退院しての1週間、1か月は、乳児が飲んだ母乳の量を目で見ることはできません。母乳の量が足りているのか、発育は順調なのか、母親はとても不安に感じている時期です。そこで、乳児の健康状態を見てもらえることは、母親が安心できる要素となります。

そこで、産後ケアの詳しい内容と対象者、西原村の現状として、事業を開始してからの利用状況、申請から利用開始までの日数はどれくらいか、そして、周知方法はどのようにしているのか、また、他機関との連携はどうしているのか、今後西原村で増えるであろう外国人の産後ケアについてどう考えているのかなどをお聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 吉井 誠君 登壇 答弁）

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

お尋ねの産後ケア事業につきましては、令和元年の母子保健法の改正により、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）において、産後ケア

事業の実施が市町村の努力義務として、令和6年度末までの全国展開を目指すということで制度化をされております。

この事業の目的としまして、議員が申されましたとおり、出産退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もが安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図るというふうにされております。

これを受けまして、西原村におきましても、令和6年4月より本事業に一部取り組んでおりまして、事業の具体的な内容等につきましては、担当課の保健衛生課長より説明いたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）私のほうから、本村で取り組んでおります事業内容についてご説明いたします。

事業の内容につきましては、産後1年未満の母子を対象として、身体的回復と心身の安定を促すとともに、母子に対し、健やかな育児ができるよう母親の乳房ケアを含む身体的ケア、母親の心理的ケア、沐浴、授乳等に関する具体的なマッサージ等の指導及び相談、保健指導、栄養指導、相談支援、その他必要に応じた情報提供等を行うとしており、熊本県助産師会に委託して事業を実施しております。

利用者につきましては、県内19か所の助産院のうち1か所を選んでいただき、通所型により支援を受けていただくこととしております。個別相談等で、現在、妊婦さん等について利用勧奨をしている状況にあります。

利用時間につきましては、1回の利用につき2時間以内を上限とし、1度の出産につき5回を利用限度としております。

利用料につきましては、国及び市町村が事業費の2分の1を負担し、利用者の自己負担は1回の利用に対し、課税世帯の方は1,000円、非課税世帯の方は500円となっております。

今年度の実績でございますが、今年度4月からこの事業を始めておりまして、7月末現在で15名の方が出産をされております。この中で1名の方が利用申請を最近受け付けたところでございます。

現在できるサービスでございますが、訪問型、通所型、宿泊型の3タイプがありますが、村の要綱の中では訪問型と通所型ができるようになっております。しかし、実際サービスとして利用できるのは、現在の段階では通所型のみというふうになっております。

周知方法につきましては、チラシやホームページ等で周知をしております。また、母子手帳の交付や8か月児のマタニティー教室等を通して、妊婦さんに直接ご案内をしているところでございます。

申請からどれぐらいでサービスが受けられるかということですが、申請を受

け付けまして1週間程度で決定通知を出すようにしております。その後、助産院を選んでいただき、直接助産院に申込みをしていただく形になります。産後すぐから利用したいという方につきましては、出産前から申請することもできるようにしております。

妊婦さんとの関わりですけれども、現在、保健師が妊娠期間中の関わりの中で、身体的、精神的、社会的ハイリスクのある方を見極める視点を持って丁寧に向き合うように取り組んでおり、こういったケアを必要とする母子の希望に沿えるよう、この事業を今後充実させていかなければいけないと考えております。以上になります。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）本村は通所型のみということですね。助産師がご自宅へ訪問していろんなケアを行ったり育児全般の相談にも応じる訪問型や、医療機関に宿泊していただき、助産師が相談に応じ、宿泊により産後の身体の回復をサポートする宿泊型などは、今後やっていくという方向でよろしかったでしょうか。

また、申込みが1件ということですが、周知があまりなされていないのか。例えば先ほどホームページやチラシなどと言われましたが、広報紙などには載せていなかったのかということです。

あと通知から1週間で決定通知がなされるということですが、何かチェック項目があるというか、これだからこの方は駄目とかいう、そういう規定があるのかということをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在取り組んでおります事業が通所型だけという形になっておりますけれども、全国的には訪問型ないしは宿泊型もあるということで、それを取り入れない理由についてということであつたかと思えます。

これにつきまして、県内の産後ケアの事業の取組について、まずご説明させていただきますが、令和5年9月末時点で、県が取りまとめている状況の数値を見ますと、通所型がまず16、訪問型が18、宿泊型が23の自治体で執行われております。また、令和5年度及び令和6年度当初から開始予定の自治体が通所型16、訪問型15、宿泊型が13自治体となっており、この時点で取組が何もない、もしくは取り組む予定がないとしている自治体は、県内で6自治体となっております。

そういった中で、西原村では令和6年度当初より訪問・通所・宿泊型に取り組めるよう予定しておりましたが、訪問型については、県の助産師会との協議で、利用妊婦の自宅までの訪問にかかる交通費に関して、実費負担の調整ができていなく、現在進めている状況でございます。ある程度整ってきている状況ですので、訪問型については、事業開始に向けて今進めているとこ

ろでございます。

宿泊型についてでございますが、村内に開業している産婦人科がないというような状況で、村外の産婦人科に受け入れていただくための調整を今行っているところでございます。

このような状況から、令和6年度においては通所型から始めるというようなことで、今、通所型から始めているところでございます。

いずれにいたしましても、どのサービスについても、母子の産後ケアに必要というか希望されるものでございますので、このサービスについてはなるべく早く提供できるように進めていきたいと考えております。

また、当村でこの事業に対しての周知でございますが、ホームページやチラシを今出しておりますけれども、分かりづらい点もあるというようなことで、これにつきましては他市町村のホームページ等を参考にいたしまして、分かりやすいホームページやチラシの作成をしていきたいと考えております。

また、広報紙につきましては、今回この事業につきましては広報紙のほうに掲載はしておりませんでした。今後、事業の進展の中で訪問・通所等の開始時期であったり、こういう母子保健等の西原村で行うサービス等について周知をするような広報につきましても、そういった中で、この産後ケアの事業についても広報していくように心がけていきたいと思っております。

あと、申請から1週間ほどということで、何か確認する項目があるかということでございましたが、これにつきましては、要件としましては西原村に住所がある方ということで、あとは課税と非課税の判断というところでございますので、そういったところの判断ができれば1週間もかからず通知を出せるのかなというふうに思っておりますが、申請を受け付ける際はそういった説明をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） 補足させていただきたいんですけれども、1名しか出ていない件に関しまして、私も少ないなと思って、実際保健師さん等に話を伺いました。西原村は、妊娠されて子育てまで全て、保健師さんが数名おられますけれども、皆さんで協力してケアをされているようでございまして、ある程度、やっぱり土地柄上、親戚であったりとか親兄弟が近くにいるということで、そこら辺で一緒に見守ってみてやるケースも多くて、もちろん転入されてきた方とか海外の方とかもおられますんで、話を聞いてみますと、お風呂に保健師さんが毎日交代とかで入れてやっているというふうな感じでも聞いておりますんで、そこら辺で件数が少ないのかなというふうに考えています。

また、周知に関しましても問い合わせしてみたいんですけれども、全て、妊娠されてから出産されるまで、保健師さんが取りあえず把握をしていますということで、必ずこういう制度がありますというのは伝えているという話を聞

いております。

ただ一方で、宣伝をしないと、転入されてくる方等おりますんで、それも前から申しているんですけども、妊娠をされましたという母子手帳の発行とともに、できれば18歳までの流れをLINE等で伝えられるようなシステムづくりを、今つくっているんですけども、一番最初に子育て部門からそういうのに重点的に取り組んでいければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません、資料がありますので、一般質問から1個戻っていただいて、尾崎議員一般質問資料というのを開いていただきたいと思います。

先ほどお話ししましたホームページとチラシとありましたが、ホームページも文字の羅列です。このチラシ、裏表あります1ページ、2ページを見ていただくと、ほぼほぼ文字になっております。後ろの方はこんな感じですね。前のチラシ、こうなっております。

3枚目、4枚目を見ていただきますと、これは大津町さんの産後ケア事業のご案内になります。こちらは文字数も少なく、絵や色があって見やすくなっております。

西原村のこのサービスの一覧、いろいろ書いてあるのはいいんですが、ちょっと目が滑りやすいというか、産後ケア事業なら産業ケア事業だけとか、家事支援事業なら家事支援事業だけというふうにしてお渡ししたほうが分かりやすいのかなと思います。

そして、母子手帳と一緒にして渡しますと言いましたが、まだおなかにいるときはなかなか産後ケアに気が回りません。今おなかにて育てている段階が重要ですので、そこまでは回りません。なので、生まれた後、例えば出産届を出すとかそういうとき、ちゃんとしたタイミングを見てお渡ししたほうが分かりやすくなるのかなと思います。なので、チラシもホームページも目に届きやすく分かりやすい感じで出していただけたら、村外の方も分かりやすく、ああ、ここで子育てをしたい、西原村で出産して子育てをしたいなと思って選んでいただけるのではないかと思いますので、そこら辺の改善をお願いしたいと思います。

続いて、2点目の質問に移らせていただきます。

続いては、高齢者の補聴器購入費の助成についてです。

加齢による聴力が低下する加齢性難聴は、加齢とともに誰にでも起こるものです。一般的に50歳頃から始まり、65歳を超えると急に増加すると言われています。60代後半では3人に1人、70代以上になると7割以上との報告があります。年のせいだからと放置していると、外出先で危険な目に遭う可能性や、災害時の警報が聞こえないなど、様々な危険を生じます。

加齢性難聴の原因としては、動脈硬化による血流障害が指摘され、さらにストレス、睡眠不足、騒音、運動不足などが挙げられています。難聴になると家族や友人との会話が少なくなり、外出の機会が減り、家庭の中でも社会的にも孤立しやすく、ひきこもりになりがちです。最近では、鬱や認知症の危険因子になることも指摘されています。厚生労働省も認知症の起因因子として難聴を挙げ、早期の介入予防や補聴器によるリハビリが必要とし、補聴器については適正な調整が重要としています。

しかし、現状は、日本補聴器工業会の調査によると、難聴者の14.4%しか補聴器をつけていないという調査もあります。理由の一つは、補聴器が高くて買えないということです。3万円ぐらいのものから30万円以上のものもあり、価格が高過ぎるという声をよく聞きます。現状では、両耳の聴力が70dB以上の音でないと聞き取れないなど、かなり重い難聴でなければ障害認定による補聴器購入補助が受けられません。

WHOでは、聴力が中等度からの補聴器の使用を推奨しています。補聴器は難聴が進行してからの使用ではなく、なるべく早く使用することが必要だと専門家も強調しています。

全国では、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める取組が広がっており、国に対し意見書を送付する議会や独自補助を実施する自治体もあります。県内でも、近くでいうと益城町さんは、障害者手帳を持っていない方、補聴器の必要性を求める医師による意見書を出したりするなどして、上限の3万円の助成があります。また、和水町さんでは、補聴器の必要性を求める意見書を提出できる身体障害者手帳の交付を受けていない方は、購入費の2分の1以内、上限3万円、これが助成されます。芦北町さんでは上限3万円、両耳必要であるならば上限6万円の助成が出ます。これは町内に居住する65歳以上の高齢者であり、補聴器が必要である身体障害者手帳が交付されていない方となっております。

このことにより、補聴器の普及で、高齢者になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすために認知症の予防や健康寿命を延ばし、医療費の抑制にもつながるのではないかと思います。

本村でもこの補聴器購入に対する助成を行うことはできないか、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、西原村の補聴器等への助成体制について、担当課長より説明を行いまして、その後、もう一回私のほうで、この助成に対する答弁をさせていただきます。以上です。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）それでは、西原村における補聴器への助成制度

につきまして説明させていただきます。

先ほど尾崎議員の答弁の中にもありましたように、まず、当村としましては、助成対象者として、身体障害者手帳を所持する人及び障害者総合支援法対象疾病（難病等）を有する人及び18歳未満の難聴児となります。身体障害者手帳の要件としましては、2級から6級、両耳で100dB以上から70dB以上の方となっています。18歳未満の難聴児とは、両耳の難聴レベルが30dB以上で身体障害者手帳の交付対象とならないことや医師の判断を要するということになっております。

次に、補聴器購入時の利用者負担ですが、補聴器の種類に応じて4万円台から14万円台の基準を設けてあり、その1割を負担していただくこととなります。また、所得要件により負担金上限が定められているため、実際の負担金は0円から1万4,000円程度になります。

なお、障害児を除き、障害者または配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上の家庭の場合は、補装具費の支給対象外となります。

身体障害者手帳所持者等を対象とする村の助成制度については以上となります。お尋ねの助成に関する回答につきましては、村長より答弁いたします。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君） ご質問の加齢による聴力低下の方を対象とする補聴機器の購入費助成制度につきましては、現在のところ、独自に西原村では設けておりませんが、県内では5自治体ほど、先ほど言われましたとおり、制度を設けている市町村があるようでございます。

ご指摘いただきました加齢による聴力の低下が、コミュニケーションの能力低下や認知症・鬱病などの原因、災害時の危険回避にも支障を来すということで、補聴器の必要性は十分理解しているところでございます。

しかしながら、助成制度を設けるに当たりまして、ある程度の基準を設定する必要があるというふうに思っております。

現在の助成につきましては、先ほど担当課長が申しましたとおり、障害手帳をお持ちの方で2級から6級であったり、18歳未満の方でも両耳の聴力レベルが30dB以上で医師の判断を要する者など、助成するに当たり詳細な基準が設けられております。この基準から漏れた方をさらに助成するには、どこまでまた基準を設けるかという設定をする必要があるんじゃないかというふうに考えております。

加えて、加齢に伴います体調の変化は聴力以外にも、例えば視力であったりとか足腰など様々なものが考えられ、老眼鏡や立ち上がり補助機とか歩行補助器、サポーターであったりとかアシストスーツ、電動カートなど、本当に多様な補装具があると思います。その購入支援について、補聴器だけ、特定分野だけするというのは、特定分野のみならず、総合的・体系的に検討し

ていく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

いずれにしても、限られた予算の中で何を優先していくのか、または、何かを優先するのであれば廃止していくのか、今回の補聴器購入助成などの制度を設けていくのか、例えば高齢者の方々への助成が先とか、子どもさんへの助成が先か、アンケート結果が多かった交通施策が先とか、いろんな予算が今後生じてくると思います。先ほど中西議員も申されましたとおり、道路の整備だったりとかそういうのもあると思いますので、これからも議員の皆さんと限られた予算の使い道、優先順位などの議論を交わしながら、補聴器購入助成に関する検討を含めたところでできていければというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）村長も申されましたように、いろいろな生活の質の確保、聴覚だけではない、視覚もそうだということ、もちろんそれは分かっております。ですが、今高齢化社会になって聞こえの問題がすごく重要になっています。とりわけ聞こえの問題が認知症リスクの要因であるということが大きく、いろんな研究でも発表されている状況にあります。そういった面でも補助が必要なのではないかと思い、この質問をさせていただきました。

今後、高齢化における聞こえの重要さは村長も分かってらっしゃると思いますが、生活の質を上げていく上で大切だと思いますので、今後検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時06分）

（午後 2時16分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、認定第1号、令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）こんにちは。認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算書、タブレット端末決算書データの2ページをお開きください。

ここからは2ページで1ページになっております。

まず、歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

款 1 村税11億2,347万2,000円、11億5,198万1,717円、11億3,752万3,094円、15万4,238円、1,430万4,385円。

款 2 地方譲与税4,934万4,000円、4,934万4,000円、4,934万4,000円、0円、0円。

款 3 利子割交付金16万2,000円、16万2,000円、16万2,000円、0円、0円。

款 4 配当割交付金244万2,000円、244万2,000円、244万2,000円、0円、0円。

款 5 株式等譲渡所得割交付金247万6,000円、247万6,000円、247万6,000円、0円、0円。

款 6 地方消費税交付金 1 億6,608万4,000円、1 億6,608万4,000円、1 億6,608万4,000円、0円、0円。

次のページを開けてください。

款 7 ゴルフ場利用税交付金3,576万2,000円、3,576万2,532円、3,576万2,532円、0円、0円。

款 8 法人事業税交付金1,430万1,000円、1,430万1,000円、1,430万1,000円、0円、0円。

款 9 環境性能割交付金486万7,000円、486万7,848円、486万7,848円、0円、0円。

款10地方特例交付金1,371万5,000円、1,371万5,000円、1,371万5,000円、0円、0円。

款11地方交付税21億7,012万4,000円、21億7,012万4,000円、21億7,012万4,000円、0円、0円。

款12交通安全対策特別交付金1,000円、0円、0円、0円、0円。

款13分担金及び負担金2,905万3,000円、2,801万8,585円、2,798万3,835円、0円、3万4,750円。

款14使用料及び手数料3,541万3,000円、3,792万6,717円、3,700万7,480円、0円、91万9,237円。

次のページをお願いいたします。

款15国庫支出金13億4,448万7,000円、11億6,182万7,305円、11億6,182万7,305円、0円、0円。

款16県支出金 5 億9,905万8,000円、5 億2,252万1,454円、5 億2,252万1,454円、0円、0円。

款17財産収入5,189万円、5,392万18円、5,392万18円、0円、0円。

款18寄附金 4 億1,609万6,000円、4 億1,921万2,283円、4 億1,921万2,283円、0円、0円。

款19繰入金 4 億8,597万2,000円、4 億8,597万4,995円、4 億8,597万4,995円、0円、0円。

款20繰越金 4 億4,829万1,000円、4 億4,829万1,542円、4 億4,829万1,542

円、0円、0円。

款21諸収入4,334万7,000円、4,840万5,596円、4,840万5,596円、0円、0円。

次のページをお願いいたします。

款22村債9億8,660万円、7億7,700万円、7億7,700万円、0円、0円。

歳入合計80億2,295万7,000円、75億9,435万8,592円、75億7,894万5,982円、15万4,238円、1,525万8,372円。

次のページを開けてください。ここからは歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款1議会費6,666万7,000円、6,521万3,218円、0円、145万3,782円。

款2総務費23億9,202万2,000円、23億580万3,074円、4,605万4,000円、4,016万4,926円。

款3民生費13億3,303万2,000円、12億5,237万1,973円、5,223万4,000円、2,842万6,027円。

款4衛生費3億4,562万円、3億3,830万7,351円、0円、731万2,649円。

款5農林水産業費2億1,189万7,000円、2億738万1,962円、0円、451万5,038円。

次のページをお願いいたします。

款6商工費4億8,834万円、4億2,751万3,661円、3,015万円、3,067万6,339円。

款7土木費7億634万7,000円、6億2,495万3,337円、7,309万5,000円、829万8,663円。

款8消防費2億3,372万3,000円、1億8,318万6,495円、4,300万6,000円、753万505円。

款9教育費3億8,150万6,000円、3億5,902万9,852円、916万円、1,331万6,148円。

款10災害復旧費5億7,131万1,000円、2億1,997万8,689円、3億5,040万8,000円、92万4,311円。

次のページをお願いいたします。

款11公債費11億6,879万5,000円、11億6,867万1,786円、0円、12万3,214円。

款12諸支出金1,000円、0円、0円、1,000円。

款13予備費1億2,369万6,000円、0円、0円、1億2,369万6,000円。

歳出合計80億2,295万7,000円、71億5,241万1,398円、6億410万7,000円、2億6,643万8,602円。

次のページをお願いいたします。

歳入75億7,894万5,982円、歳出71億5,241万1,398円、歳入歳出差引残額4億2,653万4,584円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額4億2,653万4,584円。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願います。

○議長（山下一義君）訂正はありませんね。

ただいま認定第1号の説明が終わりましたが、質疑に入る前に、代表監査委員の河上勝彦君に令和5年度決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）監査委員の河上でございます。

ただいまから決算審査意見書について報告をいたします。

令和5年度西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書、西原村監査委員。

なお、説明に当たりましては、要点を絞って簡潔に説明をさせていただきます。

開けていただきまして、西監発第13号、令和6年8月7日、西原村長吉井誠様。西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和5年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について。

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5号並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和6年7月10日付で審査を求められた令和5年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況について、その審査を終えたので意見書を提出します。

次のページ、1ページは目次となっております。

3ページを開けてください。

審査について。

1、審査対象。令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算、住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業会計決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況、以上について審査を実施いたしました。

2、決算書の調整並びに提出時期。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は法定の期限内に提出をされております。

3、審査の期間。令和6年7月10日から同7月23日までの14日間のうち実日数5日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の

7 点に重点を置いて審査を実施いたしました。

4 ページを開けてください。

審査の結果。

令和 5 年度一般会計、特別会計歳入歳出決算額は第 1 表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認した。

また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めた。

第 1 表、歳入歳出決算額でございます。ここだけは朗読いたします。単位は%と円となっております。

左から会計別、予算現額、決算額、収入済額、支出済額、差引額、執行率、収入、支出の順で朗読いたします。

一般会計、80億2,295万7,000円、75億7,894万5,982円、71億5,241万1,398円、4億2,653万4,584円、94.5%、39.1%。

続いて、特別会計となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、中央簡易水道事業、工業団地造成事業、住宅用地造成事業、以上 6 会計の予算現額29億9,588万1,000円、29億9,947万2,938円、22億5,222万5,092円、7億3,724万7,846円、110.1%、75.5%となっております。

一般会計を含めた合計でございます。予算現額110億1,883万8,000円、105億7,841万8,920円、94億1,463万6,490円、11億6,378万2,430円、96.0%、85.4%となっております。

前年度対比、予算現額については3.1%の増、決算額、収入済額 7 %の増、支出済額については7.2%の増となっております。

続きまして、5 ページでございます。

決算の概要及び予算執行について。

一般会計、歳入、歳入総額は75億7,894万6,000円でございます。このうち主なものは地方交付税21億7,012万4,000円、国庫支出金が11億6,182万7,000円等となっております。

歳入決算額状況の財源構成としては、自主財源が26億5,831万9,000円、決算額の35.1%、依存財源が49億2,062万7,000円、決算額の64.9%となっております。

8 ページを開けてください。

第 1 款村税、予算現額11億2,347万2,000円に対し、調定額11億5,198万2,000円、収入済額11億3,752万3,000円となり、0.7%の増加となっております。

第 4 表、村税の決算額の状況で、令和 5 年度、村民税が 4 億9,519万円、固定資産税 5 億5,496万2,000円となっております。村民税については、前年度対比2.5%の減、固定資産税が 3 %の増となっております。

次に、15ページを開けてください。

歳出でございます。歳出総額は71億5,241万1,000円でございます。目的別では、総務費が23億580万3,000円、構成比としては32.2%、民生費が12億5,237万2,000円、構成比としては17.5%となっております。あとは公債費が11億6,867万2,000円となっております。

イのほう、性質別状況でございますが、義務的経費が25億8,733万円、投資的経費17億1,129万5,000円でございます。現在のところ、義務的経費と次のページのその他の経費、これについてはその他の経費が17億1,000万円、義務的経費が20億8,700万円として、全体で42億9,000万円、歳出総額の割合は60%となっております。今後、これは注意が必要だと思います。

次、22ページ、財政運営についての審査意見でございます。

中ほど、経常収支比率は前年度対比4.7ポイント増の93.1となっております。大変高い状況でございますので、これらの改善に向けて、適切な財政運営の執行を望むところでございます。

続いて、35ページを開けてください。

実質収支に関する調書。一般会計の歳入総額は75億7,894万6,000円、歳出総額は71億5,241万1,000円で、歳入歳出差引額4億2,653万5,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1億3,253万6,000円で、実質収支額2億9,399万9,000円は翌年度繰越金としての案である。

また、特別会計6会計の歳入総額は29億9,947万3,000円、歳出総額は22億6,222万5,000円で、歳入歳出差引額7億3,724万8,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1億9,389万2,000円で、実質収支額5億4,335万6,000円は翌年度繰越金としての案である。

以上、実質収支に関する調書を詳細に審査した結果、本調書は正当なものであると認めた。

財政の状況は以下のとおりでございます。

続いて、36ページから56ページまでは、特別会計6会計と1企業会計の決算審査報告となっております。説明は省略いたします。

57ページを開けてください。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書。

1、審査について。地方自治法第241条第1項の規定による、定額資金を運用するための基金の運用状況調書について計数は正確であるか、法令条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票及び証憑類、預金貸付証書等詳細に審査した結果は下記のとおりであるということでございます。計数及び証憑類、預金貸付証書などと合致していることを認めます。

今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な活用を望むところでございます。

続いて、審査のまとめに入りますが、59ページから62ページまでは審査のまとめとなっております。

まず最初に、一般会計の決算審査のまとめ、次に特別会計6会計及び1企業会計の審査のまとめとなっておりますが、今まで既に報告させていただいた内容のとおりでございます。この部分については省略いたします。

61ページの下から9行目から朗読してもらいたいと思います。

本年度も全国各地において地震や地球温暖化等を一要因とした、ゲリラ豪雨や線状降水帯による豪雨被害が発生し、村民の生活に影響をもたらしている。

熊本地震の発生により、4年遅れて運動公園が竣工し、災害時には防災活動の拠点として、また、平常時にはスポーツ振興及び健康づくりの拠点となっている。総合体育館及び運動公園整備に係る防災拠点整備事業が本年3月に完了したことにより、熊本地震からの完全復興を果たした年度となった。熊本地震を教訓に、村民の生命・財産を守るため、さらなる防災に努めてもらいたいと思います。

今後は、第6次西原村総合計画に基づき、道路・橋梁・学校等のインフラ整備強化が必要となり、長期的な視点による持続可能な村づくりを進めてもらいたいと思います。

熊本市内から熊本空港へのアクセスは、車による移動が唯一の手段となっているのが現状であります。本年6月頃、熊本市長は東京出張のため出発の1時間30分前に熊本市を出発されましたが、渋滞に巻き込まれ飛行機に乗れなかったという報道があっております。統計によると、渋滞に遭えば福岡空港に行くのと何ら変わりはないものでございます。これを打破するため、熊本県は、新たな輸送手段として鉄道による輸送が具体化され、現在経路及び土質調査が進められております。本村も、この好機を生かしていただければと思います。これは、新たな工業団地への輸送手段として有益なことだと推察されます。最後に、本年は議員の皆さんの改選となっております。新たな議員におかれましては、今後10年を見据え精進されんことを願い、決算審査報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時51分）

（午後 3時01分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

河上監査委員のほうから訂正がありますので、お願いいたします。

○代表監査委員（河上勝彦君）ただいまの決算審査報告の中で訂正がありますので、よろしくお願いします。

4ページの審査の結果第1表におきまして、1行目の一番右、一般会計の

執行率の支出につきまして、「89.1%」のところ「39.1%」と申しておりました。訂正をお願いいたします。

8行目の計のところでございます。「22億6,222万円」のところ、「22億3,222万円」と申しておりました。これについても訂正をお願いいたします。

また、同行の執行率、収入で「100.1%」を「110.1%」と申しておりました。

訂正方よろしくをお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）以上で、令和5年度決算についての検査報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

認定第1号の質疑におきましては、歳入、歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

まず、歳入について質疑ございませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、歳出について移ってよろしいでしょうか。

それでは、歳出について質疑ありませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

2点ほどお伺いいたします。

ページは86ページ、空き家・空地バンクの物件の調査手数料が8,000円となっておりますが、少し少ないような気がいたします。これまでにどのくらいの登録者があったのか、そして、契約者は何人おられたのか、お伺いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）上野議員のご質問にお答えいたします。

空き家・空地バンクの調査手数料ということで、決算で8,000円というふうになっております。こちらのほうにつきましては、1日調査に来られて8,000円と、半日でいくと4,000円ということで、一応今回の8,000円につきましては、半日の2日というところの8,000円になっております。

あわせて、空き家・空地バンクの登録状況ということですが、これまで4件、空き地のほう登録させていただきまして、2件につきましては一応契約完了というところにはなっておりますけれども、ちょっとその後、不調に終わったというところは確認をしております。

あともう一つにつきましては、契約の、今、段階中が一つあります。

それと、もう一件につきましてはまだ未契約ということになっております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）ありがとうございます。

移住・定住促進のためには、やはりこの空き地を大いに利用して定住促進につなげていただきたいと思います。

それから、もう一件、ページは164ページの雀塚立野線の道路改良工事についてお伺いいたします。

一部道路拡張・拡幅が終えておりますが、グラウンド通りの交差点寄りが、地権者不在ということで時効登録中というふうにお伺いしております。あとのくらいかかるものか、ちょっとお尋ねします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）上野議員のご質問にお答えします。

ご質問の路線については、一部工事が完了しまして、用地買収が済んでいない箇所については、まだ工事着工できていないところでございます。

土地の所有者の方の相続手続関係を、今、進めているところで、今年度内には何とかめどが立つのではないかと考えております。早ければ来年度、工事着工という流れになるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）ありがとうございます。

この道路は前村長のときからの案件でありまして、大変重要な道路でございます。村民グラウンドに行くには、新所や緑ヶ丘、北側の方にとってはグラウンドに行く最も早い道路であり、しかしながら、道が狭く、離合ができないような状態であります。今の若い世代、若い人たちはほとんどワンボックスが多いんです。この車が通ると、もう全く離合もできないような状況でありまして、下新所下原線が立派な道路ができております。これにつなげるように、早めに道路改良工事の早期着工をお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

村長。

○村長（吉井 誠君）上野議員の申されましたとおり、もう本当に前村長からの案件でございます。下新所下原線に一日も早く連結できるように、建設課と共にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに、歳出について質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）2番議員、高本です。

ページは、関連でちょっと2件ほどお尋ねしたいと思うんですけれども、38ページ、タブレットで38ページの繰越しで庁舎の防犯灯のカメラを設置してございまして、関連ございますか、議長、防犯関係で、関連で。

○議長（山下一義君）いいですよ。

○2番議員（高本孝嗣君）庁舎は庁舎で建物の庁舎ですけれども、もう一つ、

役場の庁車が車が結構ございます。あちらのほうに、ドライブレコーダーあたりのあれが設置されれば、いろんなところでテレビ報道あたりで、ドライブレコーダーあたりがあったら、ほかの犯罪あたりもそれで有効利用されているところが多々あるかと思うんですけれども、村の庁車、役場の庁車の車のほうにはドライブレコーダーあたりがついているのかどうかを、ちょっと聞きたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）高本議員のご質問にお答えします。

ドライブレコーダーにつきましては、全車一応つけております。一応前のほうを見るだけで最低限のものでありますけれども、一応全ての庁車には一応設置済みの状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

非常にそういった防犯については、事故だけではなくて、やっぱりほかの防犯にもつながる可能性があるかなというふうに理解しておるわけですが、ほかの防犯ということになりますと、この44ページをちょっと見ていただければと思ひまして、44ページの右側の一番上のほうに防犯カメラの設置あたりの状況ということで、工事請負が百二十何万円か数万円か、設置されておるわけですが、この辺の防犯灯の設置が、今、これ現在の予算で幾らされているか箇所は分かりませんが、今後、こういったやつが、村内でも防犯カメラあたりを設置する計画があるのかどうか、併せてお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）高本議員のご質問にお答えしたいと思います。

本年度の内容ということ……

○2番議員（高本孝嗣君）予算的に。

○総務課長（堀田隆二君）一応委託料ということで、村内の防犯灯保守点検業務委託というのは、今年度もこれに準じた額で、内容等も変更ございませんので、今までどおりこの保守点検のほうは行っていくところでございます。

あと、防犯カメラの設置のことですかね。一応それにつきましても、今年度、一応集落からの要望が上がっているところについて予算をつけているところでございますので、あと、こちらから計画として、その要望を優先的に行っていくというところで考えているところでございます。以上でございます。

○2番議員（高本孝嗣君）防犯灯、防犯カメラ、常に子どもたちがやっぱり通学するのに必要かと思いますが、各学校には防犯カメラあたりがついていますけれども、各々の重点箇所ぐらいには防犯カメラあたりも将来的には必要じゃないかなというふうに思っておるわけですが、村としては

今後そのようなところも考えていただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（山下一義君） それでは、ここで、歳入、歳出について一括して質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

○議長（山下一義君） 6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君） 6 番、中西です。

77かな、産業課、鳥獣の件です。支出のほうです。項目としては3項目、前のページにも、有害ではなくて鳥獣の欄、2万幾らとありますけれども、読みますと、補助金が50万円と、捕獲補助金が558万2,000円と、鳥獣対策というのが2万3,000円とありますけれども、聞きたいのは、年間頭数とかももしも教えていただけたらあれなんですけれども、体制といいますか、有害鳥獣を対応する体制はだんだん減ってはいないのか、何とか前議員の林田さんあたりも何か資格を取るとか取らないとか過去に言われていたのを覚えていますが、何かそういう捕獲体制が何か広がっているのかとか、そこらあたりのことを教えていただけたらと思って、お願いします。

○議長（山下一義君） 暫時休憩します。

（午後 3時12分）

（午後 3時29分）

○議長（山下一義君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

中西議員の質問に対しましての答弁を、産業課長、お願いいたします。

○産業課長（中西 聡君） 中西議員のご質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣の捕獲頭数でございますが、令和5年度の実績につきまして、イノシシが198頭、鹿314頭、アナグマ、タヌキが64頭、合計の576頭でございます。令和4年と比べますと、90頭ほど頭数が増加しております。

また、令和6年度からにおきましては、捕獲期間のほうを、昨年までは4月から10月いっぱいまでとしておりましたけれども、本年度から、有害鳥獣の数が多いことから、農作業被害をできる限り防止するために4月から翌2月まで捕獲許可期間を延ばしておりますので、この捕獲頭数というのはまだまだ伸びるのではないかと予測しております。

あと、猟友会の広がり、人数的なことに关しましては、猟友会のメンバーさんが、令和4年度は39人、令和5年度は41人となっております。総人数としては横ばいか微増というところでございますけれども、最近、比較的若い世代の方たちが猟銃ではなくわなだけの免許取得をされておまして、世代交代といいますか、ちょっとご高齢の人が引かれて、若い人たちがわなの免許を取得されて猟友会に加入されているというところで推移をしていると捉えております。以上でございます。

○議長（山下一義君） 6 番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）ちょっと質問の仕方が大ざっぱ過ぎて申し訳なかったと思います。

まずは、頭数もちろんですけども、今後やっぱりずっと続けていっていただかなくては困りますし、そういったときに年齢を考えると、やっぱり結構次の世代の方が増えているということはいずれの限りです。今後とも頑張っていたきたいと思います。

今のページの前のページで、一番下の委託料の熊本市造林地業務委託料というのは、熊本市の、提携して何か木をこちらが植えているかどうかよく分かりませんので、ちょっと教えていただければ。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）中西議員のご質問にお答えいたします。

熊本市造林地補植業務委託料というところでございますけれども、これは上あげ地区で原野火入れにおいて、火がちょっと延焼をしたところの再造林の委託でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）どうもすみませんでした。分かりました。

では、これは要望ですけども、その下に、俵山遊歩道清掃管理委託料とございます。要は、俵山という名前がつくのに林業課で、名前が、ここ二、三回言うんですけども、できれば企画商工課の観光事業の中に俵山に關した予算がもうちょっと出るような感じで、俵山何とかというのを出していただけるように予算化を今後考えていただきたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）俵山関連なんですけれども、今、企画商工課のほうでは、地域おこし協力隊のほうで案内看板とかそういうのを頑張っていると思います。俵山関連で、必要であれば予算を計上したいと思っております。補助金等の都合により、産業課でやったり企画のほうでやったりあるかと思うんですけども、なるべく補助金が落ちやすいところで運営をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）坂本です。

関連でお願いします。ページは202なんですけれども、関連ですので、ここに、下のほうに備品購入で事務機とか書いてありますけれども、先日、夏祭り、皆様方に大変お世話になりまして盛大にできましたけれども、そのときに、テーブル、毎年使っているテーブルで、社協とかでも置いてあるテーブル、あれが結構ぼこぼこで、品物を並べていて、みんなひっくり返ったりとかして、いろんな団体とか、またふれあいまつりで使われますので、ちょっと備品をいろいろ調べていただいて、あの辺はもう丸々購入しなくてはな

らないんじゃないかと思いますがけれども、早急にそういうのができないかなと思ひまして、お尋ねですけれども。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問なんですけれども、私も先日、夏祭りの片づけだったですかね、午前中片づけていまして、テーブル、脚はしっかりしているんですけれども、土台がもうぼこぼこで、例えばコップとかジュース注ごうにも、置いたらすぐ倒れるみたいな、要は機能を果たしていないということがもう重々分かりました。

それもほとんどの、十幾つあったんですかね、が全部駄目ということで、これはもうやっぱり早急に買い換ええないといけないということで、テーブルを含めたところで、全て備品をチェックして、機能を果たしていないやつは、数が多ければちょっと年次計画で、少なければ直ちに12月補正等に対応して運営していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

総務課が成果ということで出しておられる中で、防犯、さっき高本議員が言われた防犯対策、これで私が団地を巡回していたんですが、そのときやはり一番心配したのは、高齢者が、今住宅に住んでおられるのが、それも独り暮らし、これは、小森団地はもう県道沿いなんですよ。それで出入りができる。それと、山西団地のほうは小学校の前ですよ。そしたら、あそこにやっぱり防犯カメラ、何があるか分からないような今状況。

それと、山西団地の場合は、種馬所ですか、種馬所の駐車場のところに子どもたちがよく集まるんです。そしたら、そちらにも向けておけば、そちらのほうも管理できるんじゃないかなというふうにも思っているんです。それで、防犯カメラをつける考えはあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）桂議員のご質問にお答えします。

高本議員のご質問の中でも申し上げました。基本的に、申請というか要望が上がったところからまずという話だったんですが、公営住宅については、西原村の管理するところでございます。桂議員がおっしゃったとおり、小森団地、単身入居者が今、こちらのほうのあれで35世帯、77%が単身の方ということで、65歳以上の方が72%、42名いらっしゃると。今後、どんどん小森団地については突出してお一人で高齢の方がいてしまうという形で、あと、県道からすぐというところで、防犯的にいろんな防犯上の問題という、安心ができる団地づくりというところで、防犯灯を、県道からの進入路を造るのかどうかというところについては、今後、ほかの地域の防犯灯設置とも鑑みながら、優先順位としては我々としては上げながら、ちょっとその辺は慎重に考えていきたいなと思っております。

あと、山西団地についても、今、いろんなご提案いただきましたので、その点も踏まえて、今後、検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、検討するということですから、前向きに検討してほしいんです。検討するというのは、しないということじゃないかなというふうに思いますので、前向きに検討するというふうに言ってもらえませんか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）桂議員のご質問にお答えします。

前向きにしっかりと検討してまいりたいと思います。よろしく願います。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）それと、交通網に対して会議をするということでもう決まっておりますので、この交通網に対しても、どういうふうに今から先進めていかれるのか、どういう考えを持っておられるのか、まず最初に、会議をするためにはある程度のものをつくっておかないと話になりませんので、そういうものをどのように考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）桂議員のご質問にお答えをします。

以前より、桂議員をはじめ数名の議員さんたちが交通網の整備ということで話があっておりまして、同時に西原村のアンケート調査を見ますと、やはり60%、65%の方が交通施策に対して何らかの期待をされているということでありまして、自分の中でも、企業誘致と併せて、1番目にスピード感を持ってやらなくちゃいけない案件だというふうに思っております。

これを受けまして、予算を計上させていただいておりますけれども、地域交通会議の設置とか、できますならば来年当初から試験運行の開始を含めまして、検討しているところでございます。その検討内容につきましては、副村長のほうにお願いしておりますので、詳細のほうは答弁をいたします。以上です。よろしく願います。

○議長（山下一義君）副村長。

○副村長（田島由紀君）ご質問ありがとうございます。

コミュニティー交通の実施というのは、今までは路線バスの赤字補填という形で進められてきたんですけれども、やはりそれだけではいけないと、各市町村がその地域に見合った公共交通というものを自分で考えて、そして、担い手を探して持続可能な運行を続けていかなければならないという方向の下で、赤字補填に対する助成というよりも、自分たちでコミュニティー交通をやっていくことに対して補助が重点が移ってきている中です。

その中で、西原村というのはこれからそこを考えていくわけですが、先行している地域の問題点としては、やはりコミュニティー交通をつくったはいいいけれども利用が少ないという点にあります。これについては、やはりいろんな方の利用の状況がございまして、高齢者の方であったり、免許返納された方の次の交通の足で、移動の足であったり、通学する学生さんの通学の時間帯であったり、様々なニーズがございまして、これにうまく合致した、村に合った公共交通というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

そして、吉井村長が常日頃からおっしゃられていることは、その公共交通、村内の交通をさらに外に出すための公共交通と接続することが必要というお考えでございまして。それについては、西原村については、幸いなことに交通結節点と目されている熊本空港がございまして。空港に集まってくる様々な公共交通、交通機関を利用するために、村内のコミュニティー交通を空港につながる、そういった方向性で、今、検討を進めております。

今、委員の選考などをやっている最中でございまして。皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）大変期待をしております。

それと、住民の皆さんがどういうふうなものを欲しがっているか、だから、まず住民の人たちにアンケートを、やっぱり今バスを使っている人もおるわけですが、それと、高齢者がこういうのがあったらいいなという、やっぱりそういう意見も聞かないとうまく回らないんじゃないかなと。

だから、そういうものも考えて、やはり村民の皆さんに一応アンケートを取ってもらいたい。そして、今バスを使っている人たちが、絶対その人たちが割を食わないようにやっぱりやっていかないと、何のためにつくったのか分からなくなりますので。

それと、高齢者、私たちが免許返納したと。そしたら、そのときの足をどうするのかというのはやっぱり一番心配されていると思うんです。西原村はそういう乗り物がなければ、今、動けない状況じゃないですか。そういうものも常にやっぱり考えながら、皆さん方が本当に使いやすいものにやってもらって、先ほど、一応来年度取り組んでいってということですから、まず何かをしないと前に進まないと思うんです。そういうことをやってもらいたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）まず、アンケートにつきましては、委託の中に、全員じゃないんですけれども、ある程度任意に抽出してアンケート調査を盛り込んでおります。

それと、空港までの路線バスの試験運行と併せて、やっぱりどうしたら体

育館まで人を運ぶかという方面も考えないといけないというふうに思っておりまして、地元のタクシー会社にも、どうやったら運転士さんが増えるんだろうとかという相談もしております。

そういうのも含めて今回委託をしておりますので、例えば試験運行するんだったら幾らになるんだろうとか、運転士さんを増やす施策、例えばこっちに来ていただいた方には一時的に補助金を出すのか、ある程度毎月幾らかをドライバーさんに補填してでも誘致するのかとかを、あらゆる面でちょっと考えてみて、試験的にやっていって、悪かったらすぐやめる、よかったらもうちょっと延ばしていくというような形で、交通施策に対しては取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）私は、この前も商業施設の話もしましたよね。西原村にやはり中心部に商業施設があればいいんじゃないかなと思うんですが、そこに対してのやっぱり交通、要するに皆さん方がそこに寄る、そしてそこから、先ほど言われた空港に、この道路をこれをうまいところつなげるような交通網、そういうものもやっぱり考えていかなくちゃならないと思っているんです。

だから、そういうものからいろんなものを含んで交通網というのはできなくちゃならない。それと道路ですよ。それも考えて今から先いかないと、人口が増えてくる。しかし、人口が増えても、要するに何もないじゃどうしようもないので、人口が増えるというのは、要するにそういうものをやっぱり考えていないと、人口もなかなか増えないと思うんです。だから、そういうものも含んで考えてもらいたいと。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）堀田です。

桂議員の質問にまた引き続き同じ交通施策ですけれども、総務福祉常任委員会で、県の補助金が、今年は48万5,000円の補助があって、令和7年度から廃止、その後、コミュニティーバスに変更するというような県の意向がありますが、今、副村長が交通政策のプロということで、やはり空港アクセスに対する西原村独自の考え方ということで、これから検討されるというように受け取りましたが、これは、コミュニティーバスを回すにしろ、運行をどういうふうな形態でするかというのも時間がかかります。

ある市町村は、今、結構村内、セニアカーですね、年寄りが乗られる電気の、これがだんだん増えております。ですから、身近なところのすぐの政策ということで、他の自治体ではセニアカーに対する補助というのがある町村がありますので、やはりそういう、免許返納する方はもうコミュニティーバスの運行とかそういうのを待っておられません。私も、我が家のセニアカー、

おやじのを、どのくらい走るのかなということで走ってみて、結構電池はもって、正直言うて、ここから河原ぐらい十分往復するぐらいのがありますので、そういうことで、そういう助成はできないのか。

また、そういうのが増えてくると、やっぱり道路網の交通事故、そういうのもまた問題になってくるといこともちょっと懸念はしておりますが、そういう補助事業、セニアカーに対する補助とかそういうのはお考えはないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの一般質問でありました尾崎議員の補聴器と少しはかぶるかと思うんですけども、本当にシニアカーは、私の親も買ってあったんですけども、本当に高いですね。もうバイクは駄目だろうということで、シニアカーは買ったかどうかという、バイクより安いと思っていたんですけども、倍以上高くてちょっとびっくりしました。

本当に免許返納する方がこれからどんどん加速していくと思います。それも踏まえながら、例えば、今ちょっと私が考えているのが、総合運動公園と熊本空港のバス路線を試験運行したときに、比較的、今、タクシーのタクシー券の使用が一番高いのがやっぱり新興住宅関係で、試験運行をし始めたらそのタクシー券の利用率が少し減るんじゃないかと思っていまして、そこら辺のお金を使って、以前からお話があった遠方、役場中心部より離れたところの方々に手厚くタクシー券を配ったりとか、そういうお金を使ってシニアカーに補助したりとかできればいいなというふうに思っていまして、ここでは断言はできないんですけども、そういうお年寄り関係に、補聴器、眼鏡類、アシストスーツとかいろんな方面考えて、補助も、今後、総合的に考えていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、村長の口からタクシー券ということが出ました。私も、現役のとき、タクシー券の担当でした、福祉で。これ、やめませんか。これに何百万円も使ってするよりも、そちらのほうに財源を回したほうがいいんじゃないでしょうか。

なぜこういうことを言うかという、以前も一般質問で言いましたが、タクシー券は限られております。そして交付相手が全てじゃありませんね。交通弱者と言われる家族がいない方とか、そういう方に配られる。枚数も決まっております。そういう方が定期的に病院に通わなければならない人は、正直言うて3か月でなくなってしまう。その後の発行はない。その後は実費のタクシーです。家族の方もおられるところのないところも、じゃ、交付がないからといって家族が毎回病院にお送りするか、施設にお送りするか、皆さ

んお勤めしたりしておる。ということは、タクシー券もない方は全然そこで動けません。

だったら、コミュニティーバスで、例えば役場から宮山まで200円で乗る、永遠に毎回200円で乗る。そういうふうにしたほうがいいんじゃないだろうか。どうしてもタクシー券は前村長の肝煎りでつくられましたから、廃止したくないというのは見えておりましたが、やはりこの財源が限られた中では、何かを廃止して、そこで浮いたお金でそういうセニアカーの助成とか、コミュニティーバスの充実、これからつくっていったときに必ず赤字です、運行すれば。

でも、村民が気持ち的にそれが利用価値ができて、お金に換えれば、実際帳面上は赤字でも、心の利益があれば、気持ちの利益があれば、それは黒字と同じ。税金を使っても費用対効果が出るというのが、やはり公金の使い道、税金の使い道じゃないかなと思います。いかがでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）私も、この交通施策に関しては、もう本当に日々考えているところでございます。

今現在、タクシー券利用で400万円から500万円、年間使っているんですけども、近隣市町村でコミュニティーバスの運行状況を見てみますと、南小国町が共同でされていますけれども、2,000万円、3,000万円、南阿蘇村ではそれ以上かかっているという実績が出ています。

個別では、大丈夫かな、小国町、南阿蘇村とかそういうのは過疎債がありますので、費用が高い割には運行ができていう状況で、現在の利用率を見てみますと、もう本当にまだ低いような状況でありまして、隣の村でも、議事録を見てみますと何かあまり稼働率もよくないような状況で、タクシーをやめてローカルバスの運転ももう本当に考えているような状況でありまして、こういうのを含めたところで、地域公共交通会議の中で本格的に専門の委託業者に頼みますので、そういうローカルバスを運転した場合の費用であつたりとか、どういうルートを取ればいいのか、どういうところが一番多いんじゃないかというのも、具体的に上がってくるんじゃないかというふうに思っています。

それを題材に、また委員会の中とか議員の皆さんと話し合っ、先ほど申されました、もう本当にお金以上に住民さんが満足できるような交通施策ができればということで取り組んでおりますので、今後とも、なお一層のご支援とご協力をお願いできればというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）先ほど村長が言われましたとおり、各自治体赤字なんです。ですからこそ、県のほうがこの路線バスをコミュニティーバスの補助金に切り替える、市町村を助けたいというところで切り替わったものと思

います。副村長も県からおいでです。県庁の机上でのじゃなくて、実際こちらに來られてです。

やっぱり何か人口は増えていても、本当に交通政策は必要だなということを実感されて、また帰られて、そのあたりの補助金も補助率も、県議会で提案されてくれるもんだと思っておりますので、やはりそのあたりを期待しておるといところで、県のほうも、だからコミュニティーバス、全国赤字、過疎債が使えないところはそういうところを出してくれるんじゃないだろうかとは私は思っております。そのあたりも十分検討されて、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）私も、村長に就かせていただいて、もう本当に交通施策というのはもう一番の頑張らないといけないところであると思っています。

同時に、村だけで考えるだけでなく、近隣町村、例えば空港を経由して菊陽町、大津町、益城町、共同ですればお金が半分になったり経費削減になると思いますので、近隣町村とも密に、できるだけ一緒にできるように営業活動も頑張っていきたいというふうに思っております。南阿蘇村、高森町も、たかもり号の増便をしたいという話がありますので、そこら辺、一緒になってやれば経費も削減されますので、私ができる営業活動はどんどんやって取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、議員の皆様にも、本当にご支援、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2 番議員、高本君。

○2 番議員（高本孝嗣君）2 番、高本です。

ページは、先ほどから、関連も必要なんですけれども、42の右側の電算のコンビニ交付のシステムの導入に関連して、これは住民票だったり印鑑証明書の交付で10円ということで、もう本当に住民の方々には大変助かっていることではなかろうかと。

この住民票あたりの交付が、役場の庁舎に来ずにコンビニで取られるということでありまして、この辺の年間の数字的なやつがもし分かれば教えていただきたいということと、半年過ぎたわけなんですけれども、今後、来年の3月までということで一応村長は予算化されておりますけれども、マイナンバーをやっぱり個人的に取られる方が伸び悩んでいるのではなかろうかと。今後もその辺のところを、やはりマイナンバーが保険証の代わりだったりいろいろするというのであるならば、その辺の普及をもう少し、ほかに何かマイナポイントとかそういったやつを村でも独自でもしてやったほうが、もうちょっと伸びるんじゃないかというふうに思っておりますので、そのほうの施策も併せてお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君） 高本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、2月から行っておりますコンビニ交付の今の実績につきましてご報告させていただきます。2月から7月までの実績ということになります。

まず、コンビニ交付で、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、あと税証明書等が交付可能となっております。

まず、今年度のトータルの交付発行枚数で見ますと、コンビニ交付で約3割ぐらいが一応発行されています。具体的に見ますと、住民票の写しで27%、住民票記載事項証明書で55%、印鑑登録証明書が30%、税証明が17%を全体の交付の割合としてコンビニから発行されています。

また、前年度の同月で発行状況を見ますと、全体的に伸びが、要は交付率が多くなっています。住民票の写し等で、要は16%増です、記載事項証明で74%増、印鑑証明で27%の増、税証明で16%の増と、コンビニ交付を行った結果、証明書の発行率というものも、二、三割増えているような状況が取れます。

あと、窓口での全体に対して30%コンビニでの交付ということが可能になっております。実績としてはそういったところです。

また、マイナンバーの交付率につきましてですが、県全体の平均が現在82.83%に対しまして、西原村の交付率が74.68%と、ちょっと平均をやっばり下回っているような状況です。

ただ、最近の窓口交付を見ますと、定期的に交付の申請に来られる住民さんが見受けられているような状況で、保険証の移行等もありまして、そういった兼ね合いで、窓口交付も少なからず一応発生しているというような状況であります。

一応実績としましては以上になります。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（吉井 誠君） マイナンバーの特典なんですけれども、今、住民課長が申しましたとおり、県の平均が82.83%で、村のほうは74.68%ということで、この交付率を上げないと交付税等にも影響してきます。

問題点は一つあって、マイナンバーが怖いという、これは全国的だと思うんですけれども、これをどうにか国のほうに払拭できるように取り組んでほしいというのと、逆に、安全であるという宣伝も全国的にやってくれないかというふうにお願いしないといけないのかなというふうに感じています。

村独自のポイント付与も、これからちょっと考えるのか、または、取っていない方は高齢者の方であったりしますので、実験的にサロン等に役場職員が出向いて、タブレットとか携帯用のパソコンを用いてその場でつくってやったりとかする必要はあるんじゃないかというふうに感じております。

一遍に全部は、ちょっと時間的にどれぐらいかかるのかとか日にちがどれぐ

らいかかるかまだ分かっておりませんので、担当課には、ちょっと実験的に小さい集落に出向いてカード作成とか申請の手続を、サロン等に出向いて手伝ったらどれぐらいかかるのかという実験は、時間があるときにしてくれないかというのを、申入れはしておりますので、その結果等を踏まえて、一気にやるのか徐々にやっていくのか等も含めて検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）数年後には保険証の代わりに資格証明書という形になるかと思いますが、やっぱりお年寄りあたりが、マイナンバーカードをお持ちでない方が身分を証明するものがなくなってしまうんじゃないかなと。資格証明は身分証明書とはまた違いますので、その辺も、普及をできるだけ村としてはしていただいて、保険証の代わりにでもマイナンバーを利用されていくほうが、将来的には、村全体もいろんな事業の中で取組がしやすいんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ村としては一生懸命そちらのほうには頑張っていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは70ページです。下のほうのコンプライアンス研修業務委託料というのがあっておりますけれども、これ、こういったことを対象にされたのでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（堀田隆二君）坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

これは昨年度から実施しております。職員の、公文書関係でちょっとミスがあったということで、職員の資質向上のために、監査委員のほうからうちの執行部、村のほうに勧告といいますか、というものがございまして、それに基づいて予算化して、昨年度から実施しているものでございます。

参加者につきましては、会計年度任用職員さんも含めて全部が我々西原村役場職員でございますので、そこに、株式会社ぎょうせいのほうから講師を招いて、公務員としての気質、あと仕事のやり方、仕事に対しての取り組み方等について講義をしていただくような形でございます。2日間、午前、午後、4コマ用意しまして、全ての職員が必ず参加することとして取り組んでいる研修というものでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

昨今、コンプライアンスというのはもういろんなところで聞きますけれども、言葉は聞きますけれども、内容的なものというのが、そこまで詳しくは

ないんですけれども、やはり企業とか、あとは法令とかその辺の感じとは、また自治体ということでは、内容的にはちょっと違ってくる内容ではあるかと思えますけれども、やはり熊本地震、また、それからコロナということで、上から下にいろいろ教えていって育つということはなかなか厳しい時代だったのかなと思って、まだ若い世代の人たちの勉強会とか、いろんなほかのところとかの有名な人たちの公務員で頑張っている人たちとか、そういう人たちの助けなんかを借りて、こちらで勉強会とかそういうものをしたらどうかという感じでいますけれども、どうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）職員の研修なんですけれども、去年はコンプライアンス研修で、今年が、タイトルは同じなんですけれども、仕事に向かう姿勢であったりそういうものも含めたところで、同じような研修をやっております。

本当にやってみて思うんですけれども、研修が終わった後、職員を見えますと、遅く来ていた子が15分、20分とか早く来出したりとか、挨拶もなかなかできなそうな職員が挨拶をしてくれたりとか、何か目に見えて最近ちょっとやってよかったなと思うところがあって、今後も続けていきたいというふうに思っております、近隣町村の町村長と話をしてみますと、やっぱり研修はやったほうがいいんじゃないかという話が上がっております。

うちみたいな中規模な規模でやりますと、やっぱりどうしても最低幾らかは払わないといけなくて、割高になりますので、近隣町村と話し合って、例えば西原村と近隣の町村で行ったり来たりして、同じ講師さんと呼んでやればちょっと割安になるんじゃないかということで、最近、町村長同士で話をしているところでございます。

いずれにしても、職員の教育は、予算がお許しになれば定期的にできる範囲でやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

いろんなところでいろんな話をちょっと聞いたので、ちょっと内容的には言えませんが、課長さんたちもこれから大変な時代になっていくというふうには自分は思っておりますけれども、やはり育てるためには、育成、教育、大変必要かと思えますので、こちらのほうにはやっぱりお金を使って、やっぱりちゃんとした教育的なものをしていただければと思っております。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。

村長。

○村長（吉井 誠君）ありがとうございます。

もう本当に最近は時代が変わりまして、なかなか先輩方も、後輩にどなったりとか厳しくしたりするのができないような状況でございまして、上の上司も、どうやって接したらいいのかとか、どうやって教えていったらすれば

いいのか、どうやったら育つのかという感じで、本当に悩んでいると思います。

そこら辺も含めまして、本当にこれからも継続して、できればもうちょっと増やして、職員がみんなが生活しやすいようにやっていきたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、令和5年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は22日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 4時15分 散 会

第 3 号 (8 月 2 2 日)

令和6年第3回西原村議会定例会会議録

令和6年8月22日、令和6年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年8月22日（木曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 認定第 2号 | 令和5年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 3号 | 令和5年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 4号 | 令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 5号 | 令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 6号 | 令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 7号 | 令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 認定第 8号 | 令和5年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 8 | 報告第 4号 | 令和5年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第 9 | 議案第52号 | 西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第53号 | 西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例 |

の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 1 議案第 5 4 号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更
について

日程第 1 2 議案第 5 5 号 令和 6 年度西原村一般会計補正予算（第 2 号）
について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
企画商工課長	堀 田 和 也 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
住民税係長	坂 口 千 波 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
保育園長	岩 村 智 子 君
代表監査委員	河 上 勝 彦 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第2号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）おはようございます。

それでは、認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

タブレット端末、決算書データの2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額10億490万5,000円、調定額10億3,377万3,071円、収入済額10億1,277万7,775円、不納欠損額43万8,481円、収入未済額2,055万6,815円。

タブレット端末の決算書データの4ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出の合計を朗読いたします。最終行になります。

歳出合計、予算現額10億490万5,000円、支出済額9億3,087万377円、翌年度繰越額0円、不用額7,403万4,623円。

次のページを開けてください。

歳入10億1,277万7,775円、歳出9億3,087万377円、歳入歳出差引残額8,190万7,398円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額8,190万7,398円。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第2号、令和5年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第2号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第3号、令和5年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）それでは、認定第3号についてご説明いたします。

認定第3号、令和5年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

タブレット端末、決算書データの3ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額9億5,099万2,000円、調定額9億5,603万7,425円、収入済額9億5,302万3,025円、不納欠損額108万8,900円、収入未済額192万5,500円。

決算書データの5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額9億5,099万2,000円、支出済額7億1,341万8,499円、翌年度繰越額0円、不用額2億3,757万3,501円。

次のページをお願いいたします。

歳入9億5,302万3,025円、歳出7億1,341万8,499円、歳入歳出差引残額2億3,960万4,526円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2億3,960万4,526円。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

介護認定の数が、昨年度、令和4年度と比べて要介護5は減っています。

ただ、要介護4が43から60というふうが増えておりますが、だんだん全体的には認定者が減っておるということは、この介護保険の事業が成果を持っているというふうに思いますが、この介護認定の4が増えているというのは、やはり地域密着型の施設がかなりできておりますが、その利用者が増えたからということでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの堀田議員の質問についてお答えさせていただきます。

介護保険の認定につきましては、やはり大きな変化はないところでございますが、令和4年度から比べますと、330人前後で常時推移しているところでございます。第8期の介護保険事業計画の中で見ているところで見ますと、令和元年末で329、令和2年末で320ということ……。すみません。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時12分）

（午前10時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの堀田議員の質問についてお答えさせていただきます。

今回、第8期の計画の中で地域密着型が増えていると。それが原因で、そういった施設が増えたことによって要介護4の方々も増えたところではないかというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

暫時休憩します。

（午前10時14分）

（午前10時15分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、令和5年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

日程第3、認定第4号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 林田浩之君 登壇 説明)

○会計管理者(林田浩之君) それでは、認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

タブレット端末、決算書データの2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額2億1,880万7,000円、調定額2億2,012万8,877円、収入済額2億1,992万877円、不納欠損額0円、収入未済額20万8,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額2億1,880万7,000円、支出済額2億1,380万4,697円、翌年度繰越額0円、不用額500万2,303円。

次のページをお願いいたします。

歳入2億1,992万877円、歳出2億1,380万4,697円、歳入歳出差引残額611万6,180円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額611万6,180円。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、令和5年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第4、認定第5号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 林田浩之君 登壇 説明）

○会計管理者（林田浩之君）それでは、認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書。

令和5年度の西原村中央簡易水道事業特別会計においては、令和6年4月1日から地方公営企業法を適用し、企業会計に移行したことから、今年の3月31日をもって全ての出納を閉鎖する打切り決算を行いました。

それでは、内容の説明をしていきたいと思います。決算書データの2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額2億9,911万7,000円、調定額3億79万6,570円、収入済額2億9,168万9,835円、不納欠損額0円、収入未済額910万6,735円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額2億9,911万7,000円、支出済額1億1,773万379円、翌年度繰越額0円、不用額1億8,138万6,621円。

次のページをお願いいたします。

歳入2億9,168万9,835円、歳出1億1,773万379円、歳入歳出差引残額1億7,395万9,456円、うち基金繰入額0円。

なお、この残額は、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により事業会計へ引き継いでおります。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

昨日の一般質問の続きではございませんけれども、やっぱり急激に戸数、世帯数が増えていくに当たって、多分ほとんどが村営水、これから名前は変

わかりますけれども、村営水道のところが増えていくと思っていますが、昨日の村長の答弁にもありました戸数、私が言葉で言った以上の世帯数の増加を言われておられましたけれども、十分に対応できるのかどうか、また今後ともまだまだ大丈夫なのかというのが一つと、もう一つは、これは村長になるのかな。主要な成果のところ、中央水道のところ、やっとな去年ぐらいから漏水の件を立米から金額にさせていただきまして、これはもったいないという気持ちを持っていたのが一番と思って私はずっと言ってきたんですけれども、でも、あれが分かるのは、ここにいる我々と皆さん方と一部の方だけではないかと思うんです。なるべくなら村民の皆さんにも公表して、やっぱり水はもったいない、これだけ無駄にしているというのをやっぱり出していた方がいいんじゃないかと思っていますが、何かご意見をよろしく願います。

○議長（山下一義君）水道課長。

○水道課長（廣瀬 太君）ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、住宅とアパート等もかなり、高遊地区をはじめ新所地区と、どんどん増えてきているということでございます。それに伴って、あとはまた簡易水道のほうの水量等の問題も出てくるんじゃないのかなと思っておりますけれども、現在の能力としまして、秋田原が1日に600t、大峯・宮山が1日当たり1,800tになりまして、今のところ稼働割合としましては、全体的にトータルで72.5%。しかしながら、水源個別に見ますと、秋田原のほうでは26.7、大峯・宮山のほうでいきますと87.7ということで、最近急激に需要が増えているというところはもちろんあるところでございます。そこをどう対処していくかというところでございますけれども、これも以前ご説明させていただいたところもありますけれども、秋田原の水系をちょっとでも化粧塚、高遊の地区のほうに広げる。それでもって大峯・宮山の水系の割合を若干減らして、そこに新規のところの加入のところにまた供給するということも考えているところでございます。今一部だけ、化粧塚の地区のところだけを、水系の切替えを行っているところでございまして、また今後、高遊地区の一部についても徐々に切替えしていければというふうに思っております。さらに今後、小森の水道組合の統合等もございまして、それに伴って水源も一緒になって統合という形で、一応予定しております水源のほう、それがそれなりの能力があるというところで今見込んでおりますので、統合になった場合はそれなりの余力が出てくるのではないかなというふうに思っております。その辺につきましては今後も動向にずっと注視していきながら、水が足りないというふうに絶対ならないような対策をずっと考えていきたいと思っております。

それと、漏水等のところでございまして、去年ぐらいから主要な成果のほうに有収率と、それを費用に換算すれば幾らになるのかというのを載

せさせていただきます。熊本地震から有収率の数字のほうは上がってきてはいたんですけれども、今回が6.3%の減ということになりまして、その主な原因としましては、昨年7月の豪雨災害によりまして簡易水道組合さんのほうが被害を受けられて断水になったということで、水道法の第39条の2におきまして、国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他の関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとするというふうに定められております。この規定にのっとりまして、簡易水道組合に応急の給水ということで提供させていただいたところでございます。それが料金のほうにならないというところで、その供給分も含めて有収率が下がったというところでございます。その中でまた漏水のほうもやはり年間に20か所とかそういうのでありますけれども、漏水を発見した場合は早急な対応等も行っているところでございます。やはり村が管理している管だけではなく、個人さんに引き込んでいる管もありまして、なかなかそこを最初から対処するということは非常にちょっと難しいところでございます。しかしながら、やはり一滴とも無駄にできないというところはもちろん承知の上でございます。簡易水道を利用されている皆様方に、漏水の発見について広報紙等で周知をしまして、また水道管の水漏れの発見、報告、維持管理の協力、また先ほど申されましたとおり有収率と、それも金額に換算したらどうかというところも含めて、広報紙にまた今後対応させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）私は、皆さんは本当に頑張っておられると思いますけれども、前からずっと言って、今実行していただいたのは、やっぱり立米では分かりにくいので、ちゃんと金額にして、金額の出し方も個人としてはちょっと不満がありますけれども、200t以上は135円払っていますから、そういう換算とは別になるんでしょうけれども、ただ、住民の皆さんに知らせる。まずはここだけで今ご理解いただいけるようになりましたけれども、できれば村民の皆さんにももったいないというのを、こういう無駄がありますから、やっぱり気をつけていただきたいというのはPRはしていただきたいと思っています。

あと、先ほど一番最初に言った水道提供量ですか。72.5%と言われると、何かちょっとは心配ですけれどもね。あと一気に200世帯、300世帯と増える可能性がありますから、そこら辺も注意して頑張っていただければと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、令和5年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第6号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 林田浩之君 登壇 説明)

○会計管理者(林田浩之君) それでは、認定第6号についてご説明いたします。

認定第6号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書。

タブレット端末、決算書データの2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額5億497万4,000円、調定額5億497万4,320円、収入済額5億497万4,320円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額5億497万4,000円、支出済額2億7,069万56円、翌年度繰越額1億9,389万2,000円、不用額4,039万1,944円。

次のページをお願いいたします。

歳入5億497万4,320円、歳出2億7,069万56円、歳入歳出差引残額2億3,428万4,264円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額2億3,428万4,264円。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、令和5年度西原村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(山下一義君) 起立多数であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第7号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 林田浩之君 登壇 説明)

○会計管理者(林田浩之君) それでは、認定第7号についてご説明いたします。

認定第7号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算書。タブレット端末の決算書データの2ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳入合計、予算現額1,708万6,000円、調定額1,708万7,106円、収入済額1,708万7,106円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額1,708万6,000円、支出済額1,571万1,084円、翌年度繰越額0円、不用額137万4,916円。

次のページをお願いいたします。

歳入1,708万7,106円、歳出1,571万1,084円、歳入歳出差引残額137万6,022円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額137万6,022円。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君) 6番、中西です。

今、これは基本的には河原宅地住宅で、実はこれも何回かしゃべりましたけれども、私の近くの方の友人の方が手に入れられて、とても景色のい

いところで、いいところを買うことができたと喜んでおられるというのを聞いていますが、今後の計画を幾つか持っておられるなら伺いたいのと、地域名とかを言ったらある程度不動産の問題で単価がいろいろ出てきますからあれなんですけれども、具体的に何かあるのであれば教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問で河原周辺の開発ということで、最近のT SMCの進出に伴って、また第2工場の建設が始まることを受けまして、西原村の需要も、問合せも結構多くなっているところでございます。その中で、やはりまとまった400世帯から500世帯の土地が西原村にどこかありませんかということで、村内でも話があっております。それを受けまして、河原地区もそういうところがないかというところで探すべく、今回の補正につきまして1,000万円ほど補正予算を組ませていただいておりますけれども、そういうところを踏まえて、まとまった土地、できれば村内で10ha単位の住宅用地がなかろうかということでやっております。こういう、村からすれば買手市場ということで、いろんな提案をして、できれば公共ではなく民間を活用して、民間で宅地造成であったり工業団地造成ができるように、プレゼンなり何なりセールスをしていきたいというふうに思っていますので、河原地区も小さいのも今後継続して続けていきたいと思っているんですけれども、できれば100世帯、200世帯、四、五百世帯までできるような土地を皆さんと一緒に探していって、民間等に提案できるような形が取ればというふうに思っています。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第7号、令和5年度西原村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第7号は原案どおり認定されました。

日程第7、認定第8号、令和5年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

（水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○水道課長（廣瀬 太君）認定第8号につきましてご説明いたします。

認定第8号のファイルをお開きください。

認定第8号、令和5年度西原村工業用水道事業会計決算書。

開けていただきまして、3ページをお願いいたします。

令和5年度西原村工業用水道事業決算報告書。

この表は、予算の執行実績を表した報告書であり、収益的収入及び支出、4ページの資本的収入及び支出、いずれも消費税を含んだ金額で表示しています。

1、収益的収入及び支出。

収入。左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益、2,785万6,000円、2,577万3,802円。第1項営業収益、1,709万3,000円、1,588万6,021円。第2項営業外収益、1,076万2,000円、988万7,781円。第3項特別利益、1,000円、0円。

下の段、支出でございます。

第1款水道事業費用、2,785万6,000円、2,107万7,393円。第1項営業費用、2,414万円、2,040万9,093円。第2項営業外費用、72万5,000円、66万8,300円。第3項特別損失、1,000円、0円。第4項予備費、299万円、0円。

4ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

まず、収入でございます。

第1款資本的収入、4,500万円、0円。第1項企業債、4,500万円、0円。

下の段の支出としましては、第1款資本的支出、5,031万7,000円、35万4,980円。第1項建設改良費、5,031万7,000円、35万4,980円でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額35万4,980円は、当年度分損益勘定留保資金35万4,980円により補填しております。

令和6年8月20日、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明いたします。5ページをお願いいたします。

財務諸表のうち、損益計算書でございます。会計年度期間中の事業の利益または損失の経営成績を表すものであり、消費税を抜いた金額で表示しております。

当年度の純利益は、下から4行目の417万6,276円でございます。

また、下から3行目の前年度繰越利益剰余金、下から2行目のその他未処分利益剰余金変動額と合わせまして当年度未処分利益剰余金は、下から1行目の6,478万1,968円となりました。これは、6ページの剰余金計算書にも記載がございます。

未処分利益剰余金の処分につきましては、7ページの剰余金処分計算書（案）をご覧ください。

剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により

議会の議決を経るものでございます。

未処分利益剰余金は当年度末残高で6,478万1,968円となっており、当年度においては、一部とも処分して使い道を特定せずに、全額を翌年度への繰越利益剰余金とするものでございます。

8ページ、9ページは貸借対照表となりまして、年度末時点での財政状況を明らかにするものでございます。

8ページ下から1行目の資産合計は2億7,275万2,005円で、9ページの下から1行目の負債資本合計と合致いたします。うち、負債の合計は中段の1,427万3,187円であり、資本合計は下から2行目の2億5,847万8,818円となりました。

工業用水道事業会計における現金・預金の状況ですが、再度8ページをご覧ください。

下から5行目、流動資産のうち現金・預金であります。令和5年度末残高は2億2,411万8,088円であり、10ページのキャッシュ・フロー計算書と同じでございます。

では、その10ページをお願いいたします。

キャッシュ・フロー計算書は、会計年度期間の1年間における現金の増減の動きを業務活動、投資活動、財務活動に区分して表し、その増減に伴う期末残高を示すものでございます。

なお、資金期末残高は、一番下の行の2億2,411万8,088円となっております。

11ページ以降は決算附属書類となりまして、11ページから14ページにかけて経営実績の概要に関する報告を行う事業報告書を添付しております。

13ページをお願いいたします。

本年度の年間給水量は24万1,496㎥で、前年比6.5%の減となっております。

次に、下の段の(2)事業収入に関する事項でございます。

営業収益につきまして、本年度1,444万1,846円、前年比7.2%の減となっております。営業外収益につきまして、本年度934万1,796円、前年比13.6%の減となっております。

詳細としましては、15ページに収益費用明細書のうち収入の明細を記載しております。また、損益計算書の内訳説明書となるものでございます。

戻っていただきまして、14ページをお願いいたします。

(3)事業費用に関する事項でございます。営業費用につきましては、本年度1,960万7,366円、前年比38%の増となっております。主なものとしましては、16ページに支出の明細を記載しております。目3総係費のうち水源電気探査業務委託料の増によるものが主な要因でございます。

17ページをお願いします。

資本的収支明細書でございます。資本的支出のうち、水源地削井事業にお

ける立木補償費でございます。

また、下から２行目の工事請負費においては、先般６月議会定例会でご報告いたしました、地方公営企業法第26条第１項の規定により4,996万2,000円の令和６年度への建設改良繰越しを行っております。

内容については以上でございます。

工業用水道事業会計決算の認定については、地方公営企業法第30条第４項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。つきましては、ご審議及びご認定方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第８号、令和５年度西原村工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第８号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

（午前１１時００分）

（午前１１時１４分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第８、報告第４号、令和５年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）報告第４号についてご説明いたします。

報告第４号、令和５年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和５年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき報告する。

令和６年８月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここから地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定いたし

ました令和5年度の決算に係ります健全化判断比率及び資金不足比率について、同条第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

次のページをお願いいたします。

健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載している早期健全化基準に対しまして、中央に令和5年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

4ページをお願いいたします。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、2億9,399万9,000円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会計、工業団地造成事業特別会計及び住宅用地造成事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありますので、連結実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

5ページをお願いいたします。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の3か年平均で、なお、分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して8.5%という結果になりました。

6ページをお願いいたします。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から、充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたします。分母といたしましては、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担費率として数値に表すことができないということでございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲でありますことから、西原村の財政状況は健全段階にあるということになります。

7ページをお願いいたします。

次に、資金不足率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。令和5年度の決算において、2億2,596万1,000円に対しまして流動負債合計が98万6,000円であり、差引額が

2億2,497万5,000円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

また、公営企業法非適用企業として、中央簡易水道事業特別会計、工業団地造成事業特別会計及び住宅用地造成事業特別会計の決算でございますが、全ての会計において実質収支額が黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということでございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま報告第4号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に、令和5年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）西監発第14号、令和6年8月7日、西原村長吉井誠様、西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義光。

令和5年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度西原村健全化判断比率、資金不足比率の状況について、その審査を終えたので別紙のとおり意見書を提出します。

開けていただきまして、令和5年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要。

この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

（1）総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見について報告いたします。

①実質赤字比率。令和5年度の実質赤字比率は8.41%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。②連結実質赤字比率。令和5年度の連結実質赤字比率は30.76%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。③実質公債比率について。令和5年度の実質公債比率は8.5%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回り、特に問題はないと認められる。④将来負担比率について。令和5年度の将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が上回り、特に問題はないと認められる。

（3）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

次のページを開けてください。

令和５年度西原村資金不足比率審査意見書でございます。

１は、もう内容は同じでございます。

２、審査の結果。

（１）総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。特別会計の工業用水道事業会計、中央簡易水道事業特別会計、工業団地造成事業特別会計、住宅用地造成特別会計。

（２）個別意見。上記の各会計における資金不足比率について、令和５年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、特に問題はないと認められる。

（３）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。以上でございます。

○議長（山下一義君）以上で令和５年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑なしと認めます。

これで、報告第４号、令和５年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第９、議案第５２号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第５２号についてご説明いたします。

議案第５２号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和６年８月２０日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動に係る諸経費の公費負担上限額を引き上げる必要がある。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから別ファイルでの本条例案の概要により説明いたします。

本条例案の概要ファイルをご覧ください。

初めに、１、条例改正の趣旨でございます。公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動に係る選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選

挙運動用ポスターに係る公費負担上限額を引き上げる必要があるため、条例を改正するものでございます。

次に、2、主な内容でございます。それぞれの交付負担額の上限の引上げにつきましては、①から④で記載のとおりでございます。

3、施行期日。公布の日からでございます。

参考資料として新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、西原村議会議員及び西原村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第53号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第53号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案第53号のファイルをお願いいたします。

議案第53号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

西原村青少年の森の管理運営の向上を図るため、またインボイス制度の導入による消費税額の明確化や、光熱費を含んだ維持管理費用の高騰に対応するため、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから皆様にお配りしております別紙によりご説明いたします。

本条例の一部を改正する条例案の概要のファイルをよろしく願いいたします。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

現在の青少年の森の使用料の上限額につきましては、そのときの社会情勢や利用状況、管理状況などの変化に応じて改正を行ってまいりました。今回の改正につきましては、昨年から導入されましたインボイス制度によります消費税額の明確化及び近年の円安の影響によります光熱水費の高騰、また、人件費や資材等の高騰により、通常における維持管理に係る費用が切迫している状況でございますので、今回、使用料の上限額を改正するものでございます。

主な改正の内容でございます。

使用料金につきまして、ロッジ「20,000円」から「30,000円」、常設テント「4,000円」から「5,000円」、貸出しテント1張り「1,000円」から持込みテント1人「1,500円」に、オートキャンプ「5,000円」から「6,000円」に、その他寝具関係の貸出用品について、記載のとおり改正するものでございます。

あわせて、別表の備考として、使用料の額は、別表記載の額に消費税相当額を加えた額となることを追加明記いたします。

施行期日といたしましては、令和6年9月1日から施行いたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付いたしております。

説明は以上になります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今、改正について、課長がインボイスという言葉、インボイスとこの改正は何の関係があるんだろうかと、これはどういうことでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）インボイスの制度につきまして、まず、これまでの条例では消費税込みの価格の上限をうたっておりました。ですので、上限で消費税額を込んだ額で料金を利用料として徴収させていただくと、消費税代が円単位という形で、消費税抜きと消費税の額を円単位という形で計算が複雑になりますので、今回そういった形で、消費税抜きから消費税という形で明確にするために、今回改正をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということは、この金額というのは消費税を抜いた

額で、利用者からは、例えば1,000円ならば1,100円を徴収するというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今回の改正ではそのようにしたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）それであれば、やっぱりこの辺の説明も、ただインボイスじゃなくて、以前は消費税込みであったんだけど、今度は消費税抜きですと、消費税込みまでの金額をやはりここで提示しとかんと、ちょっと分かりにくいのかなと思いました。

あと、今ここでオートキャンプが6,000円ということになります。消費税を入れれば6,600円ですかね。ちょっとこれは高いと思うんですよ、極端に言えば。

今、オートキャンプが全国的に流行していて、私も利用するんですけども、大体2,500円から3,000円というのが各オートキャンプ、RV1泊の値段ですけれども、それからすると倍。あと、自治体がRVパーク制度で全国にネットとかでそういう紹介をしておりますが、ここの風の里キャンプ場、オートキャンプ場はあるということは分かっていたんですが、これが記載がないということで、そのあたりに参入して集客を見込むというような考え方はあるのかなのか、お伺いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今オートキャンプ場、オートキャンプの区画につきましては、全部で5区画という形で今整備をさせていただいておるところでございますけれども、今管理をされております商工会のほうから、ちょっと区画を広げたいというふうなところも聞いてございます。そういったところで、区画を広げて少しでも今の利用者のニーズ、あと要望等に沿うように改良をしていければというふうに考えております。

先ほど堀田議員が申されました専用のサイト、そういったのにも極力出して、少しでも集客につなげていければというふうに村としても考えます。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということは、ニーズというのはどういうのか把握されていると、どういうニーズがありますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

こちらで把握しておりますのは、オートキャンプを、泊めるというところでもございますけれども、あと、併せて電源とか、水道ですとか、その辺と、あとシャワー関係、トイレ関係、その辺の設備の充実というところでは確認しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）値段の見直しはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今回ご提案させていただきますのは、あくまで上限額となっております。

正式な料金につきましては、今、指定管理で管理をお願いしております商工会と村とのほうで料金のほうの確認、契約というか覚書等を交わして行っていきたいと思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）やはりこういうのは、単独じゃなくて全国を見て勘案して、できればRV協会とかに加入して全国にPRできる、全国より極端に言えば倍という金額はどうかと私は思いましたので、そのあたりも検討していただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、西原村青少年の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてご説明いたします。

タブレット端末の（0821修正）と書かれた議案第54号をお開きください。

議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則、この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由でございます。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき、議会への議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

主な変更内容といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行によって、現行の被保険者証が発行されなくなり、マイナンバーカードと一体化されます。これにより、令和6年12月2日以降、被保険者証の有効期限が切れた方でマイナンバーカードを被保険者証として登録されていない方については、資格確認書が発行されます。また、マイナンバーカードをお持ちの方でも、被保険者証の内容を紙で確認したい方用の資格情報のお知らせを発行することとなることから、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるとございます。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第12、議案第55号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度西原村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところに

よる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,423万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億3,613万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、11、公共事業等債、12、辺地対策事業債（橋梁補修事業）、13、辺地対策事業債、限度額、580万円、970万円、4,070万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

2、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債、補正前、限度額、800万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

補正後、限度額、870万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。以上でございます。

続きまして、補正予算の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いします。

歳入でございます。

上段でございます。款10地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金3,102万円の増額補正でございます。本年度の地方特例交付金額確定による増額でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億9,965万円の増額補正でございます。本年度の普通交付税額確定による増額でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金2,376万円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金（道路メンテナンス事業）等の増額でございます。

款項同じで、目6総務費国庫補助金1億828万9,000円の増額補正でございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額でございます。

9ページをお願いいたします。

下段でございます。款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金3,430万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金等の増額でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

上段でございます。款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億399万8,000

円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものでございます。

下の段でございます。款22村債、項1村債、目8辺地対策事業債5,040万円の増額補正でございます。辺地道路維持補修事業等の増額でございます。

次に、11ページから歳出でございます。

それでは、12ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億5,000万円の増額補正でございます。決算によります財政調整基金の積立分でございます。

款項同じで、目12地域振興債1,128万1,000円の増額補正でございます。村内開発基礎調査業務委託料等の増額でございます。

13ページをお願いいたします。

中段でございます。款2総務費、項1徴税費、目2賦課徴収費8,810万9,000円の増額補正でございます。定額減税補足給付金等の増額でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

下段でございます。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,217万6,000円の増額補正でございます。住民税非課税等世帯給付金等の増額でございます。

続いて、15ページをお願いいたします。

下段でございます。款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費1,176万8,000円の減額補正でございます。これは、4月1日付任期付職員採用者確定による人件費等の減額でございます。

続いて、16ページをお願いいたします。

中段でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,584万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料の増額でございます。

続いて、18ページをお願いいたします。

中段でございます。款6商工費、項1商工費、目3工業団地造成事業費2億8,505万8,000円の増額補正でございます。工業団地造成事業特別会計事業費繰出金の増額でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木管理費1,010万5,000円の増額補正でございます。これは、4月1日付一般職員採用による人件費等の増額でございます。

続いて、19ページをお願いいたします。

上段でございます。款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費3,530万円の増額補正でございます。道路等維持工事単独分のなどの増額でございます。

款項同じで、目2道路新設改良費2,210万円の増額補正でございます。役場堤下線道路改良工事等の増額でございます。

款 7 土木費、項 5 辺地対策費、目 1 道路維持費 6,710 万円の増額補正でございます。辺地道路等の維持補修工事単独分などの増額でございます。

続いて、21 ページをお願いいたします。

中段でございます。款 11 公債費、目 1 公債費、目 1 元金 2,410 万 5,000 円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前 11 時 59 分）

（午前 11 時 59 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長、お願いします。

○総務課長（堀田隆二君）すみません、先ほどの説明で、款項目の目のところで言い間違いのところがありましたので、訂正をいたします。

12 ページのところ、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 12 のところがございます。地域振興費が正しくなっております。間違って地域振興債と読んでいたようでございます。訂正のほう、よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 0 時 00 分）

（午後 0 時 56 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、議案第 55 号、令和 6 年度西原村一般会計補正予算について質疑を受けます。質疑ございませんか。

5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）坂本です。

ページ 12 で 2 つお聞きしたいと思います。

真ん中付近の電子計算費の中で、テレワークシステム利用料というのがございますけれども、こちらは役場でテレワークをされることが可能になるということなんでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

こちらのテレワークシステムということを導入することによりまして、庁外での行政ネットワークの接続ができ、公務が、仕事ができるということになっております。

あくまでも、テレワークという名前にはしておりますけれども、職員出張等で不在のときとかに利用したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

それでは、じゃ、家で在宅的なものではないということで、出張のときに
つなげてそれを使うという形なんですかね。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）これに関しましては、まだ、例えば戸籍であつたりとか、
そういう個人情報がある部分については、テレワークはまだまだちょっと難
しいんじゃないかと思っていまして、実験的に入れております。

もう一つが保育園のほうなんですけれども、保育園の先生方が教室でお便
りとか、子どもたちに個人ごとの日誌と申しますか、保護者向けのお便りを
書くときにテレワークが必要になるということで、保育園にも試験的に導入
して、よければこれをちょっと増やしていこうかなというふうに思っており
ます。以上です。

○議長（山下一義君）5 番議員、坂本君。

○5 番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

自分が思っていたテレワークとはちょっと違ったんですけれども、やはり
個人情報が一番あるところでありますので、気をつけて使っていただけると
思っております。

また、その下の村内開発基礎調査、こちらのほうはどういったものでしょ
うか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）坂本議員のご質問にお答えいたします。

この1,000万円につきましては、T S M C の立地に伴い、関連企業の進出
や新たな工業団地の開発、住宅整備等が活発になっておりまして、この西原
村におきましても、菊陽町、大津町の地価高騰により、セミコンまで30分圏
内ということもあり、国内はもとより、海外からも問合せが殺到しておりま
して、現在公募中の新工業団地だけではまだまだ需要に追いついていない状
況でございます。

工場用地はもとより、一般住宅につきましても、先ほど申しましたけれど
も、400から500世帯を整備するまとまった土地がないかなど、大手の企業さ
んから話も来ておりまして、T S M C 第2工場建設の決定に伴い、工場や住
宅用地の高まりはさらに加速化していると感じているところでございます。

今回の新工業団地の公募につきましては、県内でもまだ恐らく例がないと
思いますが、製造業のみで募集を行っております。理由としまして、倉庫類
や研究所、あと物流ターミナルなどは、投資額であつたり、雇用であつたり
が普通の製造業と比べて少ないということで、まずは製造業に限定して1回
目の募集を行っております。

それから、熊本県や銀行、それから金融機関などと連携して、それから信

用調査会社なども活用しました情報収集を行い、選定できるよう準備を現在整えている状況でございまして、できれば製造業に関しましても半導体企業だけでなく、食品関連や医薬品であったり、家電であったり、電子部品など、半導体のみに偏ることなく誘致ができればというふうに考えているところでございます。

公募の状況を見てみますと、西原村は買手市場でありまして、様々な企業の中から選べる状況は、後にも先にももう今しかないんじゃないかというふうに思っております。優良な企業を誘致するに当たり、地下水の状況であったり、給排水施設はどうかとか、接続道路や電気関係など、あらゆる企業さんからの問合せに対し、電気探査であったり水質調査など迅速に対応し、こちら側のやる気、本気度、西原村は何でもすぐやってくれるという信頼を得ることができるよう、取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、一方で、住宅の需要につきましても、セミコン関係の関連企業が集中する中、空港周辺市町村で新たな住宅供給が急務という状況であり、西原村への需要も高まっている状況でございます。一方で、村内で過疎化が進んでいる地域においては待ったなしの状況でありまして、住宅整備の誘致できる、できないでは、10年、20年後の集落に大きな影響を及ぼすというふうに思っております。先ほど申しましたけれども、もしかしたら宮山であったり、河原であったり、人口減少が加速しているところに誘致できれば、例えば河原小学校の複式学級問題も一気に解決できるんじゃないかというふうに思っております。

400から500の世帯の住宅整備となりますと、ほかの市町村の例を見てみますと、コンビニであったり、小さい商店もほとんど入ってきております。本当にこのような状況であるからこそ、もう千載一遇のチャンスと捉え、そういう来ていただけるような企業さんに対しては、こちらから攻めに転じるべく、優良な企業に積極的にアピール、セールスをしていかなければならないというふうに思っております。

例えば、村で道路を接続してもらえないか、水道を引いてくれれば、排水を整備していただければといった企業とのすり合わせと申しますか、マッチングにより、民間主導で整備が進む可能性を秘めているとも今は感じておりますので、そういう問合せに迅速に対応すべく、今回の補正を1,000万円上げさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

村長が言われました内容は大体は分かりますけれども、実際にこの1,000万円の基礎調査の委託料になりますけれども、こういった業種の会社はどういったものを委託されて調査されるのかというのがちょっと今の中にはなかったかなと思いますので、お願いします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）内容につきましては、公募から本選定に当たって、契約、立地協定を結ぶまでに、企業さん側からもいろんな質問であったり、例えば企業さんが立地するに当たり、自分のところで水道を掘りたいと、水はありますかといった問いに対しまして、周辺のボーリングの状況であったりとか、電気探査とか、いろんな調査とその取りまとめが必要になってくると思います。

そういうときに、村には専門がいまないので、委託をして迅速に取りまとめて企業さんに提供できるように準備とともに、できれば10haぐらいのまとまった団地があればそういうのも調査をして、道路であったり、水道であったり、光であったり、電気であったり、そこら辺も状況を、住宅整備のほうなんですけれども、プレゼンできるように資料を作っていければと、その2つですね。工業団地、企業さんからの問合せに対する迅速な対応と、100から500単位の大きな単位での住宅開発に対してのプレゼン資料の作成費用ということで1,000万円上げさせていただいております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

3 番議員、小城君。

○3 番議員（小城堡弘君）19ページの道路維持費ですけれども、このように下古閑日向線（共栄橋）の補修工事としてありますが、これは県工事だと思いますけれども、負担はないのかと、その補修をする場合に、要するに集落辺りの意見とかなんとかは全然聞いてもらえない。

私も、私の家から二、三十mのところにありますが、工事をしていくとか、要するに相談があったとかいう話は全然集落のほうでも聞いておりませんので、そのところをよろしく願います。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）小城議員のご質問にお答えします。

まず、共栄橋については、村管理の橋梁でございます。木山川に架かっておりますので、木山川の河川は県管理河川でございます。その上に架かっている共栄橋、下古閑から日向に向かう下古閑日向線が村道で、その村道と村道、道と道をつなぐ橋が共栄橋ですので、この橋梁は村管理の橋梁となっております。

また、もし工事等になりましたら、当然、日向、下古閑周辺住民の方にはまた周知等、いろんな工事内容とかは提供していく考えでおります。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）6 番、中西です。

ページ18、上から説明の2行目の小川原林道・牧野道設計業務委託料であ

りますけれども、要は聞きたいのはスノマタから右側のほうの道路かなと思うんですけれども、左側になるんですかね。右側になるのかな。大規模林道の医王寺から上がって行って、川を渡って左の話なのか、右の話なのか、できれば聞きたいのは、右側のほうの状況はどこまで補修がなっているかも併せて聞きたいなと思って、よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（中西 聡君）中西議員のご質問にお答えいたします。

18ページの委託料についてなんですが、先ほど中西議員がおっしゃられた医王寺から登って左に行く、川を渡っている箇所でございます。

去年の雨、今年の雨、2回大雨が降りまして、今、跡形もなく道が喪失している箇所でございます。今回、山焼きも控えておりますので、業者さんと一緒に林道とか牧野道を見て回ったときに、建設業者のほうも、ちょっとこれは見積りはできないということでありましたので、今回委託させていただくならと思っております。以上でございます。

右側につきましては、村道でございますので、建設課のほうからご説明いたします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（久野 太君）中西議員のご質問にお答えします。

川沿いの林道から川を渡らずに右側のほう、山のほうへ登っていく道ですね。こちらは村道でございます。

昨年、災害で大きく道路とかが崩落しまして、村道ですので、村で災害復旧をしなければならないところなんですが、森林管理署と災害協定を結んでおりまして、森林管理署のほうが主体で災害復旧工事を行っております。

箇所数が多くて、取りあえずは原野火入力で登られますので、木山川の渡っていくあの区間、医王寺の大規模林道からあの区間を先に工事してくださいというお願いをして、そっちのほうを先行してやっております。そこから上のほうは来年度になると思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）梅雨、雨の後は知りませんが、その前は私も登りまして、時々確かめていまして、その右側のほうの道路の大規模林道から、医王寺辺りの倉庫があるところからずっと上がって、牧草倉庫があるところから上がっていきまして、上のほうが工事中だったんですよ。まだちょうど、だから、あの道路の中段ぐらいですかね。どれぐらい終わっているかなというのが気になって、もう大方終わっていればうれしいなと思って、結構観光の方も通られます。バイクとか四駆とか、行って帰ってこられています。なかなか山道なので早急にはできないと思いますけれども、じわじわよろしくお願いします。

あと、もう一ついいですかね。その4つ下の商工費の桑鶴地区何とか、

481万7,000円とあるのは内訳だけでも教えていただければ。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）中西議員のご質問にお答えします。

桑鶴地区総合交流促進施設ということですが、こちらは萌の里に貸している施設になります。

こちらのほうの施設につきましては、平成11年にオープンいたしまして、もう25年以上たっております。こちらの施設につきまして、基本的には木造のところが多いですので、機能劣化等もちろほら見られておりますので、こちらのほうのまず劣化を調査して、今後の維持管理を含んだ長寿命化計画を図る上で、今回、劣化調査を行って、今後につなげていければと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）16ページの、これは予防費だったかな、新型コロナワクチン……

○議長（山下一義君）マイクを上げてください。

○7番議員（西口義充君）定期接種委託料、今現在、コロナが非常に多くなっております。先々月も私の知り合いがコロナにかかって亡くなりました。持病はありませんで、10日ぐらいで亡くなりましたかね。非常に今心配しているところでございます。病院に行ってもなかなか今面接もできないということで、予約を取らないと入れないような状況でございます。

それで、今、医療費はどうなっているのかという、今接種を、病院にコロナでかかるときの医療費の上限はどれぐらいになるのかと。

あと1つ、マイナンバーを皆さん持っておられますけれども、健康保険税、これがひもづけされているのか、健康保険も国民健康保険もいろんな種類がありますので、個人個人に保険がかかっている会社が違いますので、そのひもづけがこの役場でマイナンバーを取ったときに一緒にひもづけできているのか、それもちよっと心配しておりますので、そこまで報告をお願いします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）ただいまの西口議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、今の新型コロナの患者さんが増えているということで、その際の医療費のことはどうなっているかということでございましたが、新型コロナウイルスの感染症につきましては、令和5年4月までは感染症法で分類が2類相当として取り扱われており、行政のほうの強い関与が求められるということで、予防接種等についても、生後6か月以上の住民の方については、自己負担等はなく行ってきたところでございます。

令和5年5月8日からは、この感染症が5類に分類され、医療機関による

通常の対応というようなことになりまして、予防接種についても、令和6年度から医療機関での接種という形になっております。病院での対応というか治療につきましても、通常の医療と同じような取扱いという形に変わってきております。

今後、今回補正でも上げておりますが、予防接種につきまして、各病院での定期接種という形になっております。助成金につきましても、今回65歳以上の高齢者、もしくは65歳未満であって心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方が対象となっておりまして、今回1人当たり自己負担2,100円ということで、通常の3割負担というところ、通常7,000円のところでございますが、そのうちの2,100円、3割分を自己負担として払っていただいて、残り4,900円を村のほうで補助するというようにしております。

続きまして、マイナンバーのひもづけについてでございますが、マイナンバーにつきましては、こちらで確実に確認できるのが国民健康保険の被保険者の方のマイナンバーカード等のひもづけの状況については、令和6年、これは5月末現在ではございますが、55%となっております。

国保以外の方のひもづけの状況については、申し訳ありません、それぞれの社会保険の事業所のほうでされているということで、確認はできていない状況でございます。

しかし、国保の中にも45%の方はこれできていないというような状況です。周知はしていかなければいけないというふうに考えておりまして、保険証を送付する際に、今回チラシを入れて、ひもづけをしてくださいということで、マイナンバーカードと一体化されますというようなチラシを入れて、今回7月に保険証を送っているところでございます。

今後、10月以降の広報西原におきまして、マイナンバーカードの取得及び国保もしくは社会保険も含めてひもづけが必要ですよというような記事を掲載したいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）保険のひもづけ、皆さん、お酒を飲むときにどうなっとるんだろうかというような心配がたくさんありまして、一応確認を取ってみようと思ひまして、じゃ、今度広報に流されるんですね。どんな手続をすればいいのか、また教えてください。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（岩下源一郎君）以前、広報のほうで、今回の使えなくなるのが12月以降に切り替えられる方については、その段階で使えなくなるということで、今現在発行されているもの、今年度発行しているものにつきましては、基本的には7月末まで利用ができるような形になっております。

です。その間で社会保険から国保に切り替わったり、国保から社保に切り替わったり、出産等によって社会保険に入らなきゃいけなくなったとか、国保に入らなくなったという方については、12月以降は保険証が出ないというような形で切り替わりますので、それまでに、10月もしくは11月ぐらいのタイミングで広報に載せたいと思っております。

あと、ひもづけについてですが、通常というか、申し訳ございません。以前、マイナポイントということで2万円相当のポイントがつくということで、そのときに社会保険とのひもづけと、あと公金口座の受け取りとか、そういったので登録をされているかと思っておりますので、その辺ができているかどうかこちらのほうで確認して、できていないということであれば役場のほうでするような形でできるんですが、国保についてはこちらのほうでできるんですが、社会保険の方については、そちらのそれぞれの事業所のほうで手続きをしていただく形になりますので、そういった形でもし窓口のほうに来られた場合は、その内容を確認しまして、その旨お伝えするという形になります。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）先日、私も月1回病院に行っておりますので、マイナンバーを使って、これ、ひもづけされているのか調べてみました。看護師さんもまだ使い方が分からなくて、モニターがありまして、それにカードを当てるんですけども、病院の方もあまり慣れておりませんで、入っているか入っていないかまだ分からないんですけれども、やはりそういう確認ができる、役場でもそういうような、病院に置いてありますね、何か、今マイナンバー用カードの、受付するときに。そういうのも役場ですぐ、ぱっと当てればすぐ分かるようになっておりますので、準備するのも必要かなと思っておりますけれども、村長、どうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）役場に来ていただいて、自分の携帯に登録されている方であれば、操作すればひもづけされているかどうか確認できますし、マイナンバーカードと、保険証も国保だけでなく、よその機関の保険証でも構いませんので、2つ持って来ていただいた後に、暗証番号をきちっと覚えておられれば役場のほうでパソコンを使って確認ができますので、ひもづけされていない方はマイナンバーカードと、お持ちの国保以外でも構いませんので保険証と暗証番号を確認、お持ちになれば職員が確認できるかと思っておりますので、今後、職員に周知して、お客さんが来られたときに対応できるように準備したいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）マイナンバーを使うときに、暗証番号がなければいけません。でも、お年寄りには覚えているのかなと、その心配がありまして、

この質問をしたんですけれども、なかなか自分で急にそのナンバーを覚えているかという、一番覚えやすい0000という、そういうことはできませんので、忘れたときにどうすればいいのかというのは、それは役場に問い合せて聞き出すことができるのか、全く忘れている人もお年寄りの方はいるんじゃないかな。多分いると思います。そういう場合の対応というのはどういうふうにすればいいのか教えてください。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（村上文英君）西口議員の質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーのパスワードにつきましては、役場職員も存じておりません。それで、忘れた、ロックがかかったという際には再設定する必要があります。役場の窓口にお越しただいて、専用の機械端末に通して、新たにパスワードを設定していただくという流れになります。

一応パスワードにつきましては、本人さんに記録用紙をお渡ししております、それを大切に保存してくださいということでお渡しはしております。ただ、病院に行かれて、急に聞かれたときに分からんということになった際には扱いができませんので、そこは個人さんが認識していただくほかないかなというふうに感じております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2 番議員、高本君。

○2 番議員（高本孝嗣君）関連でございますけれども、せっかく健康保険が資格証明だったりいろいろ変わりますけれども、ただ、保険証からマイナンバーという形になっていけば、皆さんご存じのように、保険証の裏のほうには臓器提供の記載だったり、ジェネリック薬品のそれでもいいですよというようなやつがあるんですけれども、今度はマイナンバーになったときに、そういった関連のひもづけがなされるのかどうかをちょっと確認したいと思ひまして、伺いたいと思ひます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1 時 2 9 分）

（午後 1 時 3 5 分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

2 番議員の高本議員の質疑に対しまして、村長、お願いします。

○村長（吉井 誠君）高本議員のご質問にお答えいたします。

臓器提供をマイナンバーカードにひもづけできるかというご質問なんですけれども、マイナポータルのほうに自身で入っていただいて、臓器提供の有無を選択する場所がございます。全てであったり一部であったりとかいう項目がございますので、そこで登録していただければ臓器の提供ができるというか、それが登録できますので、不明なときは役場に来て、操作方法を教え

るように、これも窓口を、今度総合窓口をやりますので、そこら辺でも職員にも周知して、住民サービスの向上に図っていければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、令和6年度西原村一般会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は23日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午後 1時38分 散 会

第 4 号 (8 月 2 3 日)

令和6年第3回西原村議会定例会会議録

令和6年8月23日、令和6年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和6年8月23日（金曜日） 議事日程第4号

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第56号 | 令和6年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 2 | 議案第57号 | 令和6年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 3 | 議案第58号 | 令和6年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 4 | 議案第59号 | 令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 5 | 議案第60号 | 令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第61号 | 令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第62号 | 訴えの提起について |
| 日程第 8 | 議案第63号 | 工事請負契約の締結について（秋田灰床線道路災害復旧工事） |
| 日程第 9 | 同意第 4号 | 西原村教育長の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第10 | 同意第 5号 | 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |

- 日程第 13 委員会閉会中の継続調査（審査）申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	海 津 智 子 君
議会事務局書記	山 北 潤 平 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村 長	吉 井 誠 君
副 村 長	田 島 由 紀 君
教 育 長	竹 下 良 一 君
総務課長	堀 田 隆 二 君
企画商工課長	堀 田 和 也 君
教育課長	山 田 孝 君
会計管理者	林 田 浩 之 君
住民税係長	坂 口 千 波 君
産業課長	中 西 聡 君
建設課長	久 野 太 君
水道課長	廣 瀬 太 君
住民福祉課長	村 上 文 英 君
保健衛生課長	岩 下 源一郎 君
保育園長	岩 村 智 子 君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、タブレットに提示の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第56号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）おはようございます。

議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号、令和6年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,516万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,480万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1事業費補助金、システム改修に伴い295万6,000円の増額補正でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金30万5,000円の増額補正、産前産後保険税繰入金及び事務費繰入金の増額でございます。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金6,190万7,000円の増額補正、令和5年度決算に伴い増額するものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費91万8,000円の増額補正、需用費、資格確認書台紙印刷代、委託料、国保総合行政システム改修委託料の増額でございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金100万円の増額補正、過誤納還付金の増額でございます。

款9諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金51万7,000円の増額補正、

令和５年度決算に伴う一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額でございます。

あとは予備費に6,273万3,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、令和６年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第２、議案第57号、令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第57号につきましてご説明いたします。

議案第57号、令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第１号）。

令和６年度西原村介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２億3,996万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億8,267万8,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年８月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

６ページをお願いいたします。

款４支払基金交付金、項１支払基金交付金、目１介護給付費交付金35万8,000円の増額補正、令和５年度分介護給付費交付金の追加交付に伴い増額するものでございます。

款８繰越金、項１繰越金、目１繰越金２億3,960万3,000円の増額補正、令和５年度決算に伴う増額でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

款 4 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金297万1,000円の増額補正、令和 5 年度地域支援事業費の額の確定に伴う返還金の増額でございます。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 繰出金136万4,000円の増額補正、令和 5 年度決算に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額でございます。

あとは予備費に 2 億3,562万6,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、令和 6 年度西原村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第 3、議案第58号、令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 岩下源一郎君 登壇 説明）

○保健衛生課長（岩下源一郎君）議案第58号につきましてご説明いたします。

議案第58号、令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ611万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億1,602万2,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 20 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6 ページをお願いいたします。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 611 万 5,000 円の増額補正、令和 5 年度決算に伴う増額でございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7 ページをお願いいたします。

款 4 諸支出金、項 2 繰出金、目 1 他会計繰出金 14 万 6,000 円の増額補正、令和 5 年度決算に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額でございます。

あとは予備費に 596 万 9,000 円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第 58 号、令和 6 年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第 58 号は原案どおり可決されました。

日程第 4、議案第 59 号、令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第 59 号についてご説明いたします。

議案第 59 号のファイルをお願いします。

議案第 59 号、令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 9,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 4,345 万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、変更。

起債の目的、1、地域開発事業債、補正前、限度額4億4,500万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。補正後、限度額4億1,800万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、歳入予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金2億8,505万8,000円の増額補正でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金3,594万2,000円の増額補正でございます。こちらは、令和5年度の決算認定による増額補正でございます。

款7村債、項1村債、目1地域開発事業債、節1地域開発事業債2,700万円の減額補正でございます。こちらは、令和5年度の一般会計の決算認定に伴い、昨年度よりも実質公債費比率が増加したことに起因して起債限度額の額の変更が生じたため、その分の減額分となっております。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成事業費、節12委託料880万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、抵当権抹消登記事務委託及び訴訟委託200万円、用地実測原図作成業務委託680万円となっております。

同じく、款1事業費、項1事業費、目1工業団地造成費、節14工事請負費2億8,520万円の増額補正でございます。内訳といたしまして、今後発注を予定しております造成工事、水道管布設工事、調整池2期工事、管理用道路2期工事関係の造成工事費の追加による増額補正となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この工業団地造成につきまして、さきの全員協議会で工程表が示されまし

た。この訴訟に関しまして予算補正が出たわけですが、担当課長の説明では、文書を相手の方に送ったということですが、この訴訟は相手の同意が得てない、連絡がつかないから抵当権を抹消したいということ、抵当権を入れる。この通知においては、相手に対して本当に届いているのか。公示送達という点もありますが、公示送達が何件あったのか。その相手に送達された種類はどういった、直接、公示送達、そういうあたりはどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

まず、こちらのほうで相続関係のほうの書類、相続関係のほうを調査いたしまして、まずこういった形で抵当権のほうの抹消手続を行いたいというふうなところで、関係の相続人の方には送付をさせていただいております。一部数名の方はちゃんと同意書という形で返ってきておりますけれども、それ以外につきましては、まだ返ってきてないというところでなっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ということは、確認はできてないということですよね。通知は出したと全協では説明を受けましたが、その説明では全員に送達されたというようにこちらは理解すべきところだったんですけれども、じゃ返戻は何件あったんですか。出して、相手から返ってきた、宛所不明で。そういうのもあったんでしょうか。数字までは要りません。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）一応文書のほうを送達しまして、こちらに返ってきた文書はございません。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）なぜこういうことを聞いたかという、訴訟も工程表ではちゃんと終わるという予定が示されておりますが、私が懸念するところは、行政の一番いかんところ、ただ通知やったから、例えば滞納処分でもしたから差し押さえますよと。そういうことで、結構相手のカンジョウガエというのもあって、それから行政がやる仕事やりにくくなるということが多々あります。今回の説明も、文書を送った。何の返事もないから訴訟する。相手の方はどう思うのでしょうか。訴訟したからそれが抵当権が取れるかと。相手が出てきたときには、この訴訟は永遠に続くんじゃないでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）堀田議員のご質問にお答えいたします。

本当に議員が申されますとおり、ただ文書を送っただけとかというのはあまり、その後の処理にも響いてくるんじゃないかというふうに思います。

今回、そういうご質問を見て、役場のほうももう一回きちんと調べて対応していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）そうですね、やはりこういうことは誠意を持ってやらんと、この交渉だけじゃなくて、役場で多く行われる行政全般に言えることだと思います。やはり一回誠意を見せて、なおかつできない最終手段が訴訟じゃなかろうかと。訴訟すれば、いかにも勝つような全協での説明。これは安心感、ちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

それで、今回、工事が、請負がまた提示されております。この金額であれば議会の承認は必要はないんですが、昨日の一般会計補正予算で私が賛成に立たなかったのは、なぜこういう工程表がちゃんとされておるのに、当初で組まれてないのか。補正でされておる。行き当たりばったりじゃないかと。こういうことであれば、以前承認した工事についても、絶対また変更契約が来ると私は思います。その辺はいかがでしょうか、村長。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）予算については、一般会計から持ってくるということで、全体的な予算の関係上、必要な時期に必要な金額を充てるというふうにやっております。全体的な工事の金額に対しましては全協等で説明をさせていただいておりますので、いきなり全部工事費を一般会計から繰り入れないのはそういう理由でございます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）全協、いろいろ工業団地を造れば問合せもいっぱいあって、いい方向に進んでおる今がチャンスだと村長は申されました。しかし別の例で言いますと、T S M Cも昨日の熊日、経済効果が波及された第2工場も。メリットもいっぱいあるということですが、前回の議会のときに、6月だったですか。そのときに熊本空港、八代と熊本新港ですか、そこが有事の拠点になったということで、これ、非公開で県のほうで会議があっております。そのとき村長も出席されたということを答弁で聞いております。

そしたら、昨日、完全に熊本、福井に有事拠点が追加されたと、熊日に出しております。やはりその中の文面の中に、整備する空港、港湾は物流の観光に活用できるように地元の経済効果のメリットがある。一方、有事に軍事拠点とみなされ、攻撃の目標となる懸念もある。デメリットが見事に出てきていますね。あとは水の問題です。慌てて水確保、県のほうは頑張っておりますが、そういうデメリットが出てきております。

工業団地もしかりと私は思います。メリットはある、法人税が入る、雇用があるとおっしゃっておりますが、今、工事の状況を見ておると、私たちが反対した意見に同意される方が、おいて、今工事しようかと、見てみと。丸い石がばんばん出てきようじゃんやかと。あれは河川の石じゃないかと。私

が1回言いましたよね。あそこの深い谷が今の高さになったのは木山川河川、昭和63年の水害のときにあそこに泥を入れておるということで、そのときはただ入れただけで、今みたいに鎮圧するわけでもないし、ただ入れておったと。だから調査してくれと言って、します、しますと言っておったけれども、今この丸い石が出てきて、いかにも河川の石ということが分かる、集積されてある。そのときも言いました。ここにおられる課長さん方は、そのときの状況を知らずに、今の現況でそれに盛土をするということを言わん。堀田課長、いかがでしょうか。そのあたりはご存じだったんでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）私も役場に入って25年ということで、川の水害のときはちょっと中学生というところで、役場に入ってから諸先輩方のいろいろな話の中で薄らとは確認しておった状況でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）担当課長であれば、薄らと知っておるならば、そこもちちゃんと調べるべきじゃなかろうかと私は思います。ですから、やはりそういう懸念のある中でちょっと疑問に思うんですけれども、不信感を持っていますが、調査すると言われたですけれども、どの辺りを今、丸石が出てきておる、河川の石が出てきておる、工事の途中で出てきておる。

それと、私のほうにまだほかの方から通報があったのが、村の支障木はそこに埋めておると。いや、それが本当か本当じゃないか分かんと思って、私はグーグルマップの航空写真がありますが、あれで過去を遡って見ておったら、確かにあそこに集積、置いてある。あの木はどうなったんでしょうね、今はないですけれども。本当に通報があったように埋められたのか、あそこに仮置きしてちゃんとした施設で処理されたのか。そのあたりもマニフェストがあると思いますが、私の通報では、ある程度は一旦そういう業者のほうにやっておると。残りは埋めてあると。もしもそれが本当であれば、それが数年たって腐れて地盤沈下とか起こしたらどうなるのか。そのあたりの考えは、実際調査したかしないか、またそのあたりの考えは、それが本当であればどうなのか、いかがでしょうか、課長。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）確認しますけれども、現在、伐採を行った木についてという形でいいですかね。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）それは、私に通報があった範囲では、村発注の支障木または県工事の支障木、県道、その辺りの竹材、竹、木、そういうものが埋まっておるというふうに通報はありました。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君、それは第2工業団地ですね。

○4番議員（堀田直孝君）そうです。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今回、発生した伐採材については、木材として利用できる部分、杉やヒノキの幹の部分については、森林組合に引取りをお願いしております。その他枝葉や根株、竹材については、仕分した後に施工業者のほうで搬出をするように設計書でも書いておりますので、搬出されているというふうなところで認識しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時38分）

（午前10時39分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）地方自治法を読んでもください。議会の立場と執行部の立場は違います。

続きますけれども、先ほどの支障木というのは、以前に行った支障木です。今やっておるものじゃありません。そこで調査したか、しないかということを知っているんです。調査したと言われたが、4か所したと。出なかったと言われたんですけれども、どの辺りをされたか。場所を今度明確に示して、今日はもうちょっと無理かもしれませんが、示していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）以前のやつですかね。

○4番議員（堀田直孝君）そうです。

○村長（吉井 誠君）それに関しましては、熊本県と警察関係で調査が行われておりますので、西原村のほうは保健衛生課長、以前の課長が立ち会っているということでございますので、位置関係とかは聞けるだけは聞いて、後で報告させていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑はないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、非常に残念だったのが、議長が執行部に回られた。地方自治法の中に執行部と行政の立場は全然違います。そのあたりもちゃんとわきまえた上でやっぱりしていただきたいなと思うところでございますが、私はこの議案について反対させていただきます。

まずは行き当たりばったりの提案だと思います。先ほどの訴訟についても、

なかなか送達されているのか送達されていないかというのも曖昧な答弁。こう
いうことで、議会住民の代表である私たちが、はい、賛成しますと私は言え
ません。ということで、反対討論をいたします。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

2 番議員、高本君。

○2 番議員（高本孝嗣君）賛成の討論をさせていただきます。

前回から、工業団地については本当に熊本、福井ありきで、やっぱり T S
MC 関連で事業の推進を行っているところであり、西原村も議会としてはそ
れについて一生懸命になって、できるだけ一日も早く推進していかなければ
ならないという状況の中で、ここでまた反対というのを前向きに検討してい
ただきたいというのを思っております。

予算については、工業団地だけではなく、ほかの予算についてもやっぱり
そのとき次第によっては予算が追加されたり減額されたりというので、行き
当たりばったりではなくて、その都度の状態で予算が執行されているという
状況でありますので、これについては賛成いたしたいと思います。以上でご
ざいます。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

9 番議員、桂君。

○9 番議員（桂 悦朗君）9 番、桂です。

先ほどから、こちらの堀田議員からいろいろ質問されております。答弁も、
私は答弁を聞いていて、これで私は賛成できませんというのは、私のところ
にもいろんな人が来ているんですね、話。そして、当時を知っている人たちが
言っているのが、何と言っていたと思いますか。あそこには大きか石がた
いがなはいつとるとばいて、上のほうですよ。下のほうじゃないですよ。
そこに、要するに何でそこに入っておるかといったら、県のほうと話をあつ
て、県のほうがそこに入れていいということがあったからそこに入れている
ということなんです。

調査した、調査したと言われるけれども、どこを調査されたんかな。実際、
そういうふうな石が入っておって、次、そこに会社が来た。調査されたとき
に、何か出たときに、じゃ、村で責任を持たないんですよと言うたのはそこ
なんです。村が売るわけです。そうでしょう。そういうことを考えて、やは
り本当に調査して、出なかったらよかですよ、一番。でも、出たときはどう
するかということですよ。

私たちは、あそこは絶対駄目というわけじゃないですよ。要するにきちん
とすることはしてくれということです。でないと、自分たちも責任があるん
ですよ、ここに出てきておるからには。そういうことですよ。執行部も責任
がありますけれども、議員としても責任があるんですよ。そう思いながら
私たちはここに今立っているんです。だから、そういう状況にあるところに

やっぱり決めたということは、私たちは最初から、私がいかにと言うたのは、あそこはずっと全部盛土よということは、もう私、知っていましたので、それと、そういうものが入っているということも知っていました。だから、ずっと反対しているんですね。それをきちんと考えて、村が本当にそれを知っておって、それとまた県から了承を得ているんならいいですよ。こういうものが県のほうから言われて入れていますと。県のほうはこれでいいですかと、了承できますかというそういう承認をもらっておれば何でもないと思うんです。そういうのを何もやってないんじゃないですか。そういう中で進めているというのは、焦ってやって何かあったときには、皆さん方の、私たちも責任だけれども、そちらの執行のほうも責任があるんですよ。だから、よく考えてやっぱり進めていかないといけないんじゃないかなと。今の状況であれば、もう私は賛成できません。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

この件は、議案に上がるたびに何度も出ているんですけれども、どこを調べたのかということも何度も言われています。議会だけでなく、本当に知りたいのであれば、議会後でも調べることができたと思います、この長い期間。それを疑問に思っているのにしなかったというのは、疑問に思っている方の追求する責任の問題だと思いますので、賛成とさせていただきます。

○議長（山下一義君）ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論がないようですので、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、令和6年度西原村工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）賛成多数であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第60号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第60号についてご説明いたします。

議案第60号のファイルをよろしくお願ひします。

議案第60号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に

定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

まずは歳入予算についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金137万1,000円の増額補正でございます。こちらは、令和5年度決算認定による増額補正でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費、節10需用費10万円の増額補正でございます。こちらは、今後の事業用地の調査業務に伴う消耗品費として計上させていただいております。

同じく、款1事業費、項1事業費、目1住宅用地造成事業費、節12委託料120万円の増額補正でございます。こちらは、今後、候補地の選定に当たり、事前調査や基本計画等の策定及び概算費用等の算出などの費用として計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、令和6年度西原村住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第61号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を水道課長に求めます。

(水道課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○水道課長(廣瀬 太君) 議案第61号についてご説明いたします。

議案第61号のファイルをお開きください。

議案第61号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)。
総則。

第1条、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。

第2条、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益8,805万5,000円、61万9,000円、8,867万4,000円。

第1項営業収益7,729万2,000円、0円、7,729万2,000円。第2項営業外収益1,054万2,000円、61万9,000円、1,116万1,000円。第3項特別利益22万1,000円、0円、22万1,000円。

支出、第1款水道事業費用7,833万7,000円、8万5,000円、7,842万2,000円。

第1項営業費用7,463万3,000円、0円、7,463万3,000円、第2項営業外費用218万4,000円、8万5,000円、226万9,000円、第3項特別損失52万円、0円、52万円、第4項予備費100万円、0円、100万円。

資本的収入及び支出。

第3条、予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,122万6,000円は、引継金で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,226万8,000円は、引継金で補填するものとする。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出のうち、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

支出、第1款資本的支出8,258万7,000円、104万2,000円、8,362万9,000円。

第1項建設改良費5,076万7,000円、0円、5,076万7,000円、第2項固定資産30万円、0円、30万円、第3項企業債償還金3,152万円、104万2,000円、3,256万2,000円。

特例的収入及び支出。

第4条、予算第4条の2中、「未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,131万2,000円及び25万円である。」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ908万3,000円及び89万4,000円である。」に改める。

他会計からの補助金。

第5条、予算第10条中、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額、「1,742万2,000円」を「1,804万1,000円」に改める。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

4ページをお願いします。

令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）説明書。

まず、今回は、昨年度末に公営企業会計移行費用に係る財源として企業債を1,080万円借入れ、その元利償還金が確定したことによる令和6年度中の償還分の追加であり、利息を収益的支出の水道事業費用へ8万5,000円、元金を資本的支出の企業債償還金へ104万2,000円の増額補正でございます。その財源として、収益的収入の水道事業収益へ元利償還金の55%である61万9,000円の増額補正であり、一般会計から事業会計へ繰入れを行い、繰入れの金額が交付税措置されるものでございます。

2ページをお願いします。

これにより、下段の第5条においては、既定予算第10条中にある一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を61万9,000円追加した額に改めるものであります。

中段の第4条においては、公営企業会計を適用する場合、その前年度の会計は適用する日の前日をもって終了するものでもあり、出納同日をもって終了し決算をすることとなります。したがって、令和5年度の中央簡易水道事業特別会計における出納整理期間は存在せず、その会計年度に発生した債権または債務に係る未収金及び未払金がある場合、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、企業会計を適用した年度に未収金を債権、未払金を債務として整備するとともに、予算に別条を設けて第4条の2として計上しているものでございます。この既定予算第4条の2の金額においては、企業会計を適用する約2か月前に仮として算定しており、実際の額とは相違するため、今回の決算を経まして実際の額に改めるものでございます。

なお、特例的収入の主なものは3月分の水道料であり、特例的支出においては3月分の光熱水費や通信費等でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第61号、令和6年度西原村中央簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第61号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前11時05分）

（午前11時17分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第7、議案第62号、訴えの提起についてを議題とします。

内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 堀田和也君 登壇 説明）

○企画商工課長（堀田和也君）議案第62号、訴えの提起についてご説明いたします。

議案第62号のファイルをお願いします。

議案第62号、訴えの提起について。

村有地に設定されている抵当権の抹消登記手続請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、当事者、原告、熊本県阿蘇郡西原村大字小森3259番地、阿蘇郡西原村、上記代表者、西原村長吉井誠、被告、別添記載のとおり。

2、事件名、抵当権抹消登記手続請求事件。

3、事件の内容、被告らは、鳥子地区新工業団地事業用地として購入した村有地（別添記載のとおり）に設定されている抵当権者の法定相続人である。これらの者に対して、民法第145条及び同法第166条第1項に基づき、被担保債権の消滅時効を援用し、当該抵当権の抹消登記手続を請求するものでございます。

4、請求の趣旨、1、被告らは、原告に対し、抵当権抹消登記手続をせよ、2、訴訟費用は、被告らの負担とするとの判決を求めます。

5、訴えの遂行と方針、1、司法書士を訴訟代理人と定める、2、第一審の判決の結果、必要がある場合は上訴する。

提案理由でございます。

抵当権抹消登記手続を行うに当たって、当事者の協力が得られない場合は、登記手続をすべきことを命ずるという確定判決が必要となり、また訴えの提起については、地方自治法第96条第1項第12号により議会の議決を得る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

鳥子地区新工業団地造成事業につきましては、現在、本体の造成工事を発

注して事業を進めております。工事と同時進行で事業用地の合筆、分筆や字界変更などの筆の整理を予定しております。

今回の抵当権抹消登記請求事件の訴えの提起につきましては、事業用地として取得しました村有地の一部につきまして、明治20年から昭和8年にかけて設定された抵当権の抹消登記請求であります。その抵当権につきまして、民法に規定されております非担保債権の消滅時効を援用して、抵当権名義人の相続人に対して当該抵当権の抹消登記請求を行うものでございます。

基本的には、相続人全ての方から同意をもらい、抹消登記を行うものではございますが、これまで全員の同意を得るために相続人の確認作業及び同意への依頼などの作業を行ってまいりましたが、今回の抵当権名義人の相続人の広域化及び権利者の多数化、また、今回の抵当権抹消に対してご理解いただけないなど、相続人全員からの同意書を徴収することが極めて困難な状況であり、今後の事業用地の契約や引渡しなどのスケジュールを考慮して、今回、抵当権抹消登記請求の訴訟を行うものでございます。

説明は以上になります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番議員（中西義信君）中西です。

この議会が始まる全協のときにも課長には言いましたけれども、やっぱり熱意と意欲は分かりますけれども、先方がおられることありますのでそこ辺は注意すべきだという話をした記憶がございます。先ほど堀田議員からもありました。

私なりに体験して思っていることは、作成する側はほかの件でも一緒ですよ。もう自分で作成するから一生懸命分かっておられます。でも、初めて受ける者は全く分からないわけで、それを突然判断しろと言われてもなかなか難しいというのはまずご理解していただきたい。

あと、相続関係の話ですけども、明治の話だろうが昭和の話だろうが令和の話だろうが、気づいてから3か月は僕はいいませんというのができるはずですよ。気づいてから3か月が相続。突然赤字見合いの相続があなたにもありますと言われても、例えばその赤字を持っておられる方が亡くなってから3か月ではないそうです。その赤字の方のちょっと遠い身内で元離婚した子どもさんとか云々に行くに当たって、それを聞いてから3か月だそうです。だから、そういったこともあるので、もうちょっとやり方もあるのではないかと考えています。熱意を持って柔らしく相手の方に、やっぱり先ほど言われましたように、怒られないように上手に印鑑を押していただく工面はすべきかなと思います。

最後に言わせていただきますと、こういうのはやっぱり、先ほどの全協の

ときとかはもちろん、村長からも言っていたいたほうがよかったかもしれないと私は思いました。以上です。

○議長（山下一義君）答弁は。

村長。

○村長（吉井 誠君）中西議員のご質問とさきに堀田議員からのご指摘がございまして、もう本当に誠意のないような発言とか、事務的に淡々と進めるような発言がありましたことは、もう本当にこの場をお借りしまして、もう本当に申し訳ございませんでした。もう本当に一つ一つ誠意を持って、ほかの事務もそうなんですけれども、やっていきたいと思いますので、今後ともご指導、ご鞭撻よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

先ほどの議案の第59号で堀田議員が質問されたことに多分答弁がなかったもので、一度お尋ねいたします。

郵送されたというのは、確実に相手方に届いているというのが確認できたのかということをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）尾崎議員のご質問にお答えいたします。

郵送のほうは関係の相続人の方に郵送いたしまして、こちらのほうに、役場には帰ってきておりません。ということで、一応相続人のほうには文書が行っているというところで確認をしております。以上でございます。

○議長（山下一義君）1 番議員、尾崎君。

○1 番議員（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

この抵当権の放棄ですね。抵当権の抹消登記の手続。これをしてしまったらそのほかの相続もしてしまった、自分がしてしまったからということになるんですかね。1 個相続したら全部相続をしないといけないというのがあるじゃないですか。これの手続をしてしまったら、もしかしたらほかに何か負の財産があったとしても、その方が手続をしたことによってその負の財産も相続してしまうということとかにはなるんでしょうか。全部の相続放棄ということではないので。これが。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）今回、相続人の方に依頼していますのは、議案の3 枚目についております、その土地についての抵当権のみです。ですので、その土地についての抵当権関係の相続についての依頼を差し上げております。

もしそのほかの相続の、例えば所有権だったりそのほかの権利、そういったものにつきましては一切関係がないというところでございます。以上でござい

ざいます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。

今論議されておりますが、相続権の放棄というのは、先ほど中西議員が言われた、以前はもう法的に亡くなられた。その後、相続を3か月後はすると。何も知らなくても。ただ、今はそれを知った日から3か月内に相続を放棄手続するとその相続は認められるということと。ですから、この相続の放棄と今回の抵当権抹消は実際内容が違うということは私は理解しているつもりです。

その中で、先ほどから言いましたこの文書ですね。まず、堀田課長が普通の送達をして、帰ってこなかったときは相手に送達されたものとみなすということで、私も役場時代はそういうふうに理解しておりました。

しかしながら、こういう事例がありました。本当に着いとらんよ、着いとらんよということであつたら、今度は郵便局の誤配だったんですね。皆さんのところも誤配ありますよね。年賀状とか。そういうときは面倒くさいから、受け取った人は、本来ならば善良な人は郵便局にこれは違うよとか役場に違うよと言いますが、面倒くさい方は誰がこやんところで、もうちり箱に捨てられる方もおられます。

ですから、非常に大事な書類は私たちは記録送達をしておりました。それはしていないんですよ。どうでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）堀田議員のご質問にお答えします。

お話のありました記録送達については、今回行っておりません。以上でございます。

○議長（山下一義君）4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）ということは、これでいいんでしょうか。もしそういう事例が、今回の被告人88人ですよ。88名ですかね。88名も配っておけば、どれか間違いがあるということもありはせんでしょうか。そういう事例が。

そして、今回の訴訟内容。先ほど中西議員も言われましたが、明治時代の人の相続人というのはもう全く知らん。私はここに親戚だったのという人もいっぱいおると思います。私もそういう経験は仕事上いっぱいしております。えって言われて。え、私相続人ですか。

こういう行政の仕事も、家賃の滞納とか税金の滞納というのは国民の義務ですから、それは悪質ですよ。だから、被告人はと。この文面で言えば、訴訟費用は被告らの負担とするって。何も知らない人がただ来て訴訟して被告人。全部命令形です、文書は。

堀田課長、全然知らん明治時代の人からそういう。例えば違う役所から来た。何だろうかって。爺さんこれ何なんだろうかって。知らんばいって。そしてから、すぐ調べよるうちに何も分からん、期限が来たけんって被告人扱いされて、そしてから裁判したって、これ、どうせ行政だけ勝ちますよね。訴訟費用何十万円とかかります。被告人が負担して、課長ならどういう。気分的に払いますと言えますか。どうでしょうか。村長もどうでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）申されましたとおり、もう本当にびっくりするんじゃないかというふうに思います。もう縁もゆかりもない名前の方で、いきなりこういう命令口調で訴訟の案件が来たら、私だったらびっくりすると思います。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）まだちょっとこの議案を取り下げてもう少し検討されて次回の、メンバーは変わるかもしれませんが、次回の議会に提起されたらいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）うちも単独でやっているのではなくて、他市町村であったり県のご指導を得ながらやっけていまして、ある程度一般的な方法であるというふうに思っております。

ということで、議員さん方のご指摘であったり、うちの対応が悪かった点等もあるかと思うんですけれども、できますならばもう一度記録送達などをさせていただいて、そのまま訴えの手続を行わせていただければというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

先ほど送達されたという書類の中に放棄、抵当権の抹消お願いをしたとありますが、もしそうしなければこうなりますよみたいなことは書かれていたんですか。例えば次は訴訟になりますよとか、訴訟になった場合には費用を負担していただきますなどのことは書いてありましたでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）まずはお問い合わせというところがございますので、そういった記載はいたしておりません。以上です。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）もしこれをするってなった場合、いきなりこの訴訟しますというふうなことを送られるのでしょうか。それとも、もう一度お問い合わせで送って、もしそうならない場合は訴訟になります、負担がかかりますというようなことをワンクッション置きますか。それともいきなり送りますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）一応訴訟というところで始めた場合は、まずは司法書士のほうから抵当権者の相続人に対して、やむを得ず訴訟手続を行うことということと、費用負担はないことということで説明を行ってからの手続になります。以上でございます。

○議長（山下一義君）1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君）1番議員、尾崎です。

費用負担がないこと、ないということですか。こっちには訴訟費用は被告らの負担とするとなっております。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（堀田和也君）こちらの議案に書いています費用負担のことにつきましては、あくまで訴訟の請求の趣旨ということで、こういった判決を求めるところですけれども、実際はこういった判決は出ておりません。あくまで登記することを認めるというような形の判決が出ているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）私もこういう問題のある立場で、数十年前、私が知らないところで土地がありました。もともとその土地を管理されていた方がもう長年持っておられまして、うちはもうそんな土地要りませんからいいですよとは言ったんですけれども、全て家族からみんな印鑑を集めて、取るまでは相当時間がかかりました。親戚中ありますので、何十人かおったと思いますけれども、やはり最初のいきさつが大事なんです。いきなり来てこういう印鑑をくださいとか言っても、誰もやりません。やはり丁寧な文書を出さないと。今までの流れからの文書を出して、頭を低く出してお願いをすれば、皆さん、そう何十年もたった土地は要らないんですよ。別にそんな欲しいとも思っていない人もいっぱいおります。

やはり皆さんが言われるように、最初のやり方、この文書を見ている限り、これで送ったら皆さんは反発を持ちますので、もう一回文書を出し直すとか、今までのおわびを入れてやり直してみたらどうですか。私もそういう経験がありますので、ここでお願いしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（吉井 誠君）現在2回送付させていただいておりますので、次は記録送達ですかね。それを使ってもう一回、できれば職員が電話でもして、全部取れるとはちょっとまだ分からないんですけれども、できるだけ職員で協力して連絡を取って気持ちを伝えて、誠意ある対応を取ってもう一回送りたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第62号、訴えの提起について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（山下一義君）起立多数であります。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 久野 太君 登壇 説明）

○建設課長（久野 太君）議案第63号についてご説明いたします。

議案第63号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

1、契約の目的、災補道第3号、秋田灰床線道路災害復旧工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額7,653万8,000円（税抜額6,958万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字宮山865番地、会社名、藤川建設株式会社、代表者、代表取締役藤川俊光。

主な工事内容についてご説明申し上げます。

現場は灰床集落内にあり、令和5年度発生 of 道路災害復旧工事でございます。復旧延長30m、掘削工3,090㎡、コンクリートブロック積工149㎡、簡易吹きつけのり枠工391㎡、水抜きボーリング工489m、側溝工207m、アスファルト舗装工72㎡の工事であります。

本工事について、指名競争入札を7月19日に行い、業者が決定いたしましたので今回提案させていただくものであります。

次のページに公共工事請負仮契約書の写しを参考資料として添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第63号、工事請負契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第63号は原案どおり可決されました。

日程第9、同意第4号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 堀田隆二君 登壇 説明)

○総務課長(堀田隆二君) 同意第4号についてご説明いたします。

同意第4号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて。

西原村教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2601番地13、氏名、中村賀一、生年月日、昭和39年1月23日。

提案理由でございます。

教育長竹下良一氏が、令和6年9月30日をもって辞職することにより、新たに教育長を選任いたしたく提案するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村教育長の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第10、同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 堀田隆二君 登壇 説明）

○総務課長（堀田隆二君）同意第5号についてご説明いたします。

同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和6年8月20日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字鳥子650番地2、氏名、森永和紀、生年月日、昭和25年11月9日。

提案理由でございます。

西原村固定資産評価審査委員会委員森永和紀氏が、令和6年12月22日をもって任期が満了することにより、再任いたしたく提案するものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第5号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第5号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第11、発議第5号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、タブレットにありますとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって、発議第5号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、タブレットにありますとおり派遣することに決定しました。

日程第12、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

4番議員、堀田君。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合から報告いたします。

令和6年8月9日午後4時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室にて令和6年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合議会定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第5号、令和5年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、議案第6号、令和6年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての2つの議案でした。

主なものとして、議案5号の令和5年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算につきましては、歳入、予算現額5億8,133万9,000円、調定額5億9,204万4,425円、収入済額5億9,204万4,425円、不納欠損額0、収入未済額0。歳出、予算現額5億8,133万9,000円、支出済額5億5,378万2,763円、翌年度繰越額0、不用額2,755万6,237円。歳入歳出差引残額3,826万1,662円、うち基金繰入金0という決算でした。

議案6号、令和6年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算につきましては、令和5年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算に伴い、繰越金が確定したため、歳入繰越金補正前納額2,500万円、補正額1,326万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億5,397万5,000円とするというものでした。

また、債務負担行為でゴミ搬出設備施設工事として、令和7年度まで1億4,300万円が計上されておりましたが、これは令和7年度より熊本市へ可燃ゴミの処理委託を行います。全てのごみを各市町村の収集車が搬入せずに交通渋滞を防ぐため、一旦現施設に集積し、まとめたものをアームロール車で熊本市へ運び入れるための仮置き施設改修工事であります。これは個人搬入も同様です。

2議案とも全員一致によって認定、議決されました。

その後、年度別のごみ搬入実績の報告がありました。令和5年度では益城町9,870 t、嘉島町4,033 t、西原村2,145 t。町村の割合では、益城町が61.5%、嘉島町25.1%、本村西原村は13.4%です。

組合では火葬も行っておりますが、火葬件数は令和5年度、益城町420件、嘉島町125件、西原村86件、地域外22件ということで、合計653件ということ

でした。

以上で、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の議会報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

ちょっとお聞きしたいんですが、令和7年度にも熊本市のほうに搬送すると、運ぶと言われたでしょう。令和7年度に1億2,400万円ぐらいか何か計上されておるとありますけれども、それちょっと内訳を教えてもらえればと思います。

○議長（山下一義君）堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）今、一般的にクリーンセンターは、益城町、嘉島町、西原村で組合議会として運営しておりますが、以前、益城町と一緒にということで、今、上益城郡で次の施設を考えられておると。

その中で、もう数年前の議会で西原村は、そこに加入した場合においては、搬入の遠さ、個人搬入が特にきついと。今、益城町であれば収集車が1日3回回れるのが、遠くなれば収集車が2回になってしまうということは、収集車を常に回さんといかんということになると効率が悪くなって費用も増えるということの理由で離脱と。益城、嘉島から離脱しますということで一旦決定しております。

現益城町、上益城郡も、もう新しい施設を造るということになっておりましたが、今は時代の流れで民間に造らせて、そして各市町村が持って行ってそれに対する負担をするということで組合議会では、今、そちらの組合は大栄環境という大阪府に本社がありますが、そこが大阪市、大阪付近はそういうやり方で全部やっております。

ですから、今度建てる上益城郡の施設は、もう民間が建てて運営するということで進んでおりますが、それを造るまでには期間が相当要りますということで、その間、可燃ごみにおいてはこの3組合が熊本市に委託すると。令和7年度から。これは、3月28日に一般廃棄物に関する協議を熊本市と締結しております。この組合自体が。今、クリーンセンターの組合が締結しておるということで、県庁のほうにも出されとるということです。

じゃ、委託するならば、今の上益城郡のごみ収集車全てと、西原村もそうですけれども、じゃ、東部のクリーンセンターに全部が行ってしまったら、今言いましたとおり交通渋滞を招きますね。交通渋滞を招くと熊本市ももう迷惑ということで、先ほどアームロール車というのを言いましたけれども、アームロール車というのは、一回そこに箱を置いて、それがたまったら車に引っかけて持って行ってダンプして返すという車がアームロール車ですけれども、それはもう購入したと。これは前の議会で決まっております。一

旦益城町のクリーンセンターのごみピット、そこに一回ためて、それをずっと燃やさんならば汚水とか臭気で迷惑がかかりますので、その1億4,000万円をかけてその改修工事です。もう燃やさんでも乾燥させて常に空気を送り入れて、そして、ある程度たまったらそれをアームロール車で熊本市の焼却施設に持っていくという流れです。熊本市には、その3組合では、この大栄環境株式会社がその施設を造るまでこの委託でやると。

西原村においては、村長のほうで徐々に熊本市に委託ということで進められておるんですね。そういうことで、西原村においてはその後も熊本市にお願いすると。そちらのほう火葬場においても、先ほど私報告しましたが、西原村で今現在86件、100件未満です。火葬をお願いしているのが。一旦負担するのは、組合の敷地内の住民は安いですが、じゃ、その86名に対する分担金を計算するとかなりの額がある。じゃ、熊本市にお願いしたら2万幾ら相当引かれます。でも、2万幾らの80件掛けても金額はそんな変わらないのです。分担金より安い。という効率を考えると、この火葬に関しても熊本市に委託したほうが良いと。施設を造って管理をして、またこういうふう修理代がかかるより良いということで、一応その大きい工事。

ですから、今ごみピットがありますが、そこに今、焼却炉に搬入しておりますが、それをごみピットを改修してクレーンもまた改修して、アームロール車に入れやすいような改修ということで1億4,000万円近くの債務負担行為で改修するというので、完成は令和7年の委託するまでに完了するというような報告を受けております。

以上ですがよろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）ほかにお尋ねありませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

時間も12時過ぎましたけれども、延長してよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（山下一義君）じゃ、続けます。

日程第13、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長中西義信君、総務福祉常任委員会委員長堀田直孝君、産業教育常任委員会委員長高本孝嗣君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から閉会中の継続審査申出があっております。

事件、理由等については、タブレットに提示のとおりです。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、9月いっぱいまで退任されます竹下教育長に一言ご挨拶をお願いいたします。

（教育長 竹下良一君 登壇 挨拶）

○教育長（竹下良一君）まず、このような機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

平素より西原村の学校教育並びに社会教育、青少年の健全育成と、皆さん方のご支援、ご協力いただいておりますことに心より感謝を申し上げます。

これまで7年間でございました。教育長としては形ばかりではありましたが、何とか務めを果たすことができたのではないかと考えています。

ここにこれまでの長きにわたるご支援とご協力に心より感謝を申し上げます。

このたび一身上の都合により、令和6年9月30日をもって辞職することをお許しいただきました。吉井村長様、それから議員の皆様方には、任期途中での辞職ということで今後の公務に支障を来すこともあろうかと思うと大変心苦しいものがありますけれども、わがままをお聞きいただき、心から感謝を申し上げます。

私はとても幸運でございました。7年前にこの場に立って抱負を語ることを許されたんですけれども、最初の言葉が父の葬儀のお礼だったのを覚えております。当時の村長、そして議長がわざわざ県外の葬儀場まで駆けつけていただきまして、ご挨拶をいただきました。父は生前から熊本の人熱いと、熱いなと言っていたのを思い出します。21年前に母が鬼籍に入りました。そのときも熊本から多くの方が葬儀場まで駆けつけてくれたのを父は覚えていたんだろーと思います。父に、私が教育長になったんよということを言ったときに、枕元でしっかり恩返しをせななんなというのを言ってくれたのを覚えております。それが父から私への最後の励ましになりました。

議会からの最初の要求は、西原村の子が東大や京大に行けることを証明してくれんかということでした。結果から申し上げますと、子どもたちはそんなことを知る由もないんですけれども、4年後にはあっさりと難関大学と言われるところを子どもたちが突破して行ってくれました。私は驚きではなくて、もう感心して見ていました。大地震を経験した中で子どもたちは強いなと、西原村の子は強いなというふうな思いでまぶしく見ていました。

次は、何もない中でのプログラミング学習です。どこにも、教育長、遅れたらいかんばいというふうなことで叱咤激励をいただきました。今でこそGIGAスクール構想ということで1人1台のタブレット、いわゆるパソコンが配られましたけれども、当時は1台数十万円もするパソコンでございました。それを子どもたちに配付するというのは、状況的には非常に厳しいもの

がございました。そこで知人に相談しましたら、Linuxベースのパソコンがあると、それにソフトを入れたら使えるんじゃないかということで、1台数千円で小中学校20台でプログラミング学習をスタートしたのを覚えております。何とそのLinuxベースのパソコンを最初に私に教えてくれたのは吉井村長でした。このように、困ったときに誰かがアドバイスをくれたり、手を差し伸べてくれていたんだなと思い出します。

手前みそになりますけれども、現在、そしてこれまでの教育委員会のスタッフもそうでした。すばらしいスタッフと一緒に仕事ができたことを誇りに思います。卑近な例を申し上げますと、大変苦しい仕事をうちの職員にはお願いすることになったんですけれども、熊本県市町村教育委員会の会長をある方が引き受けなければならぬということになったときに、恐る恐る課長に切り出しました。課長は一言、分かりましたということで引き受けてくれました。それで私は荷が下りたんですけれども、きっと職員は重い荷を2年間背負ってきたんだなと思います。でも、改めて、言葉の重さというんですか、一言一言の大事さというのを改めて学ぶことができました。

西原中学校時代に言い続けてきた言葉があります。未見の我です。まだ見たことのない自分を目指しなさい。数年後の自分はこんな人間になっているんだろうなということを思って、毎日を充実して生きなさい。心は熱く、一生に一度ぐらい本気でやってみなさい。必ず達成しますよということを子どもたちに熱く話してまいりました。この言葉は、明治維新を見ないまま29歳の若さで早逝した吉田松陰という方です。今も私の中にはこの未見の我というのは生きております。

でも、これまで偉そうに私は言ってまいりましたけれども、口ほどにもないというのが竹下良一です。大きな時代のうねりの中で、教育だけが例外ではないと。斜陽になりつつある日本の経済を回復させるのは人です。中国の古典には、一年の計は穀、穀物の穀ですね、穀を樹うるに如くは莫しと。十年の計は、木を樹うるに如くは莫しと。終身の計は、人を樹うるに如くは莫しとあります。

人を育てるのは教育です。私は欲を出しまして、山西小学校のIB教育、そして、河原小学校、西原中学校にはSTEAM教育ということで、世界に通じるレベルの教育を西原村の子たちには学ばせたいというふうなことをお願いしました。議員の皆さん方にはお忙しい中、研修会にも参加をさせていただきまして、やっとIBについてはいよいよ承認をいただくと。そして、手続をするという段になって、ここに来て後継に託すということをやったわけですから、何というやつだというふうなことで、偉そうなことは言えません。どうか後継の教育長に引き続きご支援をよろしく願いいたします。

でも、どうしても私の中で拭えない後悔、悔いがあります。それは教育委員会の中から不祥事を出したということです。自分の暗さを思い知らされた

と同時に、お会いした親御さんから、幾つになっても我が子が世間に迷惑をかけていないかというのが気になっているんですというふうな意味のことを言っていました。自分一人では生きていないんですね。自分一人では生きていないということを悲しく学ばせていただきました。でも、今、新たな気持ちで前に進もうと思っています。

全長のさだまりて蛇すすむなり、山口誓子の詩ですが、そんな決意です。自然豊かな西原村の発展とこれまで長きにわたりかわいがっていただきました議員の皆様のご健康を心よりお祈りいたします。同時に、これまでのご厚情に心から感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。このような機会をいただき、心より感謝申し上げます。

西原村教育委員会竹下良一。お世話になりました。（拍手）

○議長（山下一義君）議会を代表しまして、竹下教育長に一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

竹下教育長は、平成23年4月から2年間、西原中学校に校長として、また、平成29年には10月から7年間、本村の教育長として務めていただきました。教育長の大きな声の挨拶は、私たちの元気が出るような、魔法のような挨拶でありました。

また、子どもたち一人一人に時には厳しく、時には優しく声をいただき、励まされるような、たくさんの子どもや私たちに教育長としての思い出として刻まれていることだと思います。

また、保護者や地域の方も教育長の教育方針に共感されていました。家庭、地域、学校と連帯し、子どもたちを育てる、子どもたちの可能性を引き出すため、西原村の教育の発展のために様々なことに取り組み、成果を上げてくださいました。本当にありがとうございました。

教育長の退任をお聞きしたとき、私は断腸の思いでありました。でも、やむを得ません。これまで、セブンイレブンの交差点で毎日、雨の日も風の日も子どもたちの安全に寄与され、長い間本当にお疲れさまでした。退任されても西原村を守っていただくようお願い申し上げます。

今後、体には十分ご自愛され、健康であられますようご祈念申し上げ、私のお礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（山下一義君）お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付されました議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和6年第3回西原村議定会定

例会を閉会します。お疲れさんでした。

午後 0時20分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

8 番議員 上 野 正 博

9 番議員 桂 悦 朗